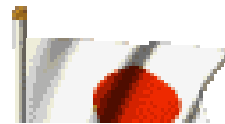


平成20年度
日・EU規制改革対話
日本側対EU提案書



2008年12月12日

平成20年度 日・EU規制改革対話
日本政府対EU提案書
目次

凡例：

- ★ : 新規提案
- EC : 欧州委員会（EC）への提案、
- 加盟国 : EU加盟国全体への提案
- 国名 : 特定国への提案

冒頭言

【EC、加盟国】

I. 業種横断的規制

1. 域内投資環境（総論）

- (1) 序論【EC】
- (2) EUの規制環境に関する一般的評価【EC、加盟国】
- (3) 2007年度対話のレビュー及び2008年度の要望
 - (イ) ドイツにおける対内投資規制の見直し【ドイツ】
 - (ロ) EU共通の対内投資規制の検討【EC】
- (4) 本年度要望：「より良い規制」の実施加速化（★）【EC、加盟国】

2. 域内投資環境（商法・商慣行）

- (1) 商法・商慣行のEU内統一（含む欧州非公開会社法）【EC、加盟国（特に議長国仏）】
- (2) 国境を越えた合併に関する指令【EC、関係加盟国】

3. 域内投資環境（人の移動）

- (1) 滞在労働許可
 - (イ) 総論【EC、加盟国】
 - (ロ) 合法移民に関する政策プラン【EC】
 - (ハ) 日本とシェンゲン協定適用国との間の相互査証免除取極／取決めの維持【EC】

(ニ)滞在労働許可取得に関する各国別要望【関係加盟国】

(2)運転免許

(イ)総論【EC、加盟国】

(ロ)ベルギー【ベルギー】

(ハ)スペイン【スペイン】

(3)観光

(イ)総論【EC】

(ロ)各論：スペインにおける観光ガイドの国籍要件及び同行義務【スペイン】

4. 域内投資環境（雇用・社会保障）

(1)総論【EC、加盟国】

(2)労働市場の柔軟性確保（★）【チェコ、ハンガリー】

(3)社会保障：EU域内における社会保障制度の整備（★）【EC】

5. 規格・基準認証

(1)総論【EC】

6. 貿易・関税

(1)総論【EC】

(2)AEO制度の相互承認【EC】

(3)国際海上コンテナ貨物情報の事前通知制度に係る技術要件の明確化【EC】

7. 情報・知的財産権

(1)総論【EC、加盟国】

(2)欧州及びグローバルな特許制度の改革

(イ)総論【EC、加盟国】

(ロ)特許審査ハイウェー【加盟国、EC】

(ハ)特許翻訳コストの低減（欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の普遍化）【未批准国、EC】

(ニ)司法制度の改革（欧州連合特許裁判所の早期設立）【EC、加盟国】

(3)EUにおける私的複製課徴金制度の改革【EC、関係加盟国】

8. 海洋政策【EC】

(1)総論

- (2) 海上安全に関する指令パッケージ
- (3) 国家管轄権外地域における海洋生物多様性に関する国連海洋法条約（UNCLOS）の実施協定に関するEU提案
- (4) 船舶由来の汚染の削減、温室効果ガスの削減
- (5) 公平な海上輸送に関する行政手続、輸出入・港湾関係手続の簡素化
- (6) 船舶解撤（リサイクル）に伴う環境問題

9. 環境

- (1) 総論【EC、加盟国】
- (2) 個別案件【EC、加盟国】
 - (イ) REACH（化学品規制）
 - (ロ) RoHS指令（電気電子機器に関する特定有害物規制指令）
 - (ハ) WEEE指令（電気電子機器のリサイクル指令）
 - (ニ) 水酸化ニッケル（★）
 - (ホ) 電池指令（★）
 - (ヘ) EUP指令案（電子電気機器等のエコデザインに関する枠組指令案）

II. 業種別規制

1. 情報通信技術（ICT）

- (1) 総論【EC】
- (2) 各論
 - (イ) 携帯電話サービス：携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用【EC】
 - (ロ) 光ファイバ網に対するアンバンドル規制の適用等【EC】
 - (ハ) 違法有害情報対策における協力（★）【EC】

2. 金融サービス

- (1) 総論【EC、加盟国】
- (2) 信用格付会社の規制（★）【EC】
- (3) 監査の同等性（★）【EC】
- (4) 個別財務諸表に使用する会計基準【EC、加盟国】

3. 医療・医薬品

- (1) 総論【EC、ドイツ、フランス】

- (2) 並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化【E C、加盟国】
- (3) E Uにおける医療機器登録制度の一元化（★）【E C、イタリア】

4. 検疫・食品安全

- (1) 総論【E C】
- (2) E U諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出認可要請【E C】
- (3) 有機J A S規格のE U有機食品認証統一基準との同等性承認【E C】
- (4) 魚油の輸出に係る新たな規制【E C】

5. 税制

- (1) 総論【E C、加盟国】
- (2) 国境を越えた損益通算【E C】
- (3) 税制調和
 - (イ) 移転価格税制【E C】
 - (ロ) V A T（付加価値税）【E C】
 - (ハ) 自動車関連税制【E C、加盟国】
- (4) 合併指令（国境を越えたグッドウィル（営業権）移転への課税繰延）【E C、加盟国】
- (5) 合併指令（株式の長期保有義務）【E C、加盟国】
- (6) 連結法人税課税基礎【E C】

冒頭言【E C、加盟国】

(1) 本対話の重要性とE Uの責務

日・E U規制改革対話は、ビジネス環境の改善を通じて日・E U間の貿易・投資環境を強化するための対話枠組みとして、1994年に開始して以来、2008年度で15年目を迎える。現在、世界のGDPの約4割、世界貿易の約4割、直接投資の約5割を構成する世界経済の中核の一つである日・E Uは、規制改革の取り組みを進め、双方向の貿易・投資を一層拡大することを通じ、世界経済の発展及び世界規模の基準策定に貢献する責任がある。

2008年11月14日及び15日に開催された金融・世界経済に関する首脳会合では、一貫性と調整のないマクロ経済政策と不十分な構造改革等を背景として世界的なマクロ経済上の持続不可能な結果を招いたとの認識の下、世界各国が開放的な世界経済のコミットメントを継続し、保護主義を拒否し、内向きとならないことの重要性が強調された。日・E Uは世界経済の持続的な成長のための原動力として、今後も各々の規制改革を進め、開放的かつ競争的な世界経済の構築に貢献していく責務を共有する。E Uにおける規制が、①競争環境を維持するのに十分でありながら過度ではなく、②簡素、均質（consistent）、透明なものであることは、共同市場としての活力の源泉であり、外国企業のみならず、E U企業の利益でもあり、また、外国企業との健全な競争を通じて競争力を維持するE U自体の利益、ひいては世界経済全体の利益である。日本政府は、E Uがこのような規制政策を採用することを支持し、更なる努力を継続することを期待している。

E Uは2009年、欧州委員の交代を迎える。日本政府は、これまでE Uの諸改革の先頭に立ってきたパローゾ欧州委員長をはじめとするE U側指導者の取り組みを評価するとともに、右成果が2009年11月以降の次期欧州委員長・委員の下でも継続性をもって引き継がれ、更に強化されることを期待している。日本政府は、2010年までに世界で最も競争的な市場を作り上げるとする改定リスボン戦略、及びその具体的措置の一つとしての「より良い規制」を注視している。現欧州委員長・委員が2009年10月までの任期内に右分野をはじめとする諸改革に更なる具体的成果を達成することを強く期待している。

(2) ビジネス界の声と日本政府提案書

2008年度日本政府提案書は、E Uで活動するおよそ3000の日本企業、

EUの規制動向に関心を有する業界関係者、経済団体、関係省庁等に対して2008年秋に行った広範かつタイムリーな聴取結果を踏まえて作成している。日本政府は、EUが、本提案書で述べられた日本側関係者の声に真摯に耳を傾け、右要望を現在かつ将来の政策に適切に反映させることで、更なる改革の取組みを進めることを要請する。

(3) 本対話の方法の改善

日本政府提案書は、効果的かつ効率的な対話を行うとの観点から、EU側に優先的に要望すべき事項を厳選しており、EUが、書面による回答及びブリュッセルにおける会合において、日本側提案に十分に対応することを要請する。また、今後のブリュッセル会合及び東京会合の運営一般についても、議論を実質的に深く掘り下げて行うとの観点から、本会合、課長級会合及び専門家会合のそれぞれにおいて、提案内容につき適切な優先順位を付して対話を行うことを提案する。

I. 業種橫斷的規制

1. 域内投資環境（総論）

（１）序論【EC】

日本政府は、EUが、その統合深化の過程で進める規制の調和化において、創造的な制度措置を推進しつつも、「より良い規制」の原則に基づき、過度・不必要な規制を見直し、規制のコスト削減及び法的安定性を高めることで、域内・域外企業の経済活動を円滑化し、単一市場としてのEUの魅力・競争力を高めていくことを支持する。

調和化にあたっては、EUの規制が、①競争環境を維持するのに十分でありながら過度ではなく、②簡素、均質、透明であることが重要である。右二点は単一市場としての活力、イノベーションの源泉であり、外国企業を含めたEU経済全体の利益を担保するものとする。

（２）EUの規制環境に関する一般的評価【EC、加盟国】

欧州委員会は、2007年11月に発表した「競争力レポート2007」においてリスボン戦略の柱であるミクロ経済政策に関する評価を行っている。同文書は、EUの競争力に大きな影響を与える研究及びイノベーションの環境整備、及び構造改革の推進等の改革の重要性を述べた上で、自由貿易、特にサービス部門での単一市場強化、ネットワーク産業及び製品市場の更なる自由化等、EUレベルでの調和化及び競争促進を推進力とした経済効率の改善の必要性を指摘している。

2007年9月のOECDによるEU経済レビューでは、EUの構造改革は早期に改革に着手した国では特に成果を上げているとしつつ、成長・雇用の実現に関するEU内部での格差の存在、技術革新・グローバル化・高齢化といった課題への対処の困難さを指摘している。

その上で、同報告は、①サービス指令の完全な実施に加え、更なる域内市場統合として、国境を越えた会社設立への障害除去、金融サービスにおける縦割り市場区分の撤廃、より良い規制と競争ルールの強力な実施、国家補助の縮小と効果的分野への振り分けを提案、②ネットワーク産業、特に電気・ガス・テレコム・運輸・港湾及び郵便における更なる競争の必要性を指摘し、特に汎欧州エネルギー市場構築のため各国市場の統合が必要と指摘、③生産性向上やイノベーション促進の観点から、労働力の更なる流動化が必要であり、年金等の社会保障の通算、資格承認の簡素化を提案、そして④地域政策基金を持続的成長に資する分野への効果的な配分を提案している。

なお、対内直接投資に関する障壁については、2008年3月のOECD「経済政策改革“成長に向けて”2008年版」の「対内直接投資規制制限指数」によると、英国、ドイツ、ベルギー、アイルランド、イタリア、オランダ等の規制が我が国よりも少ない加盟国がある一方で、EU19加盟国（OECD加盟国）の平均値は、OECD平均よりも低いものの、日本、米国より高い数値となっていることを指摘したい。そのため、日本政府は、対内直接投資誘致に関するEU諸国の取り組み全般を評価しつつも、OECD等の国際水準に達していないEU加盟国を中心として更なる改革を進めることを期待している。

日本政府は、EU側が、上記競争力レポート及びOECD報告を踏まえ、本年度日本提案書で挙げられたサービス（人の移動、商法・商慣行、労働雇用、金融サービス）、基準調和（規格・基準認証、環境規制、税制）、ネットワーク（ICT）をはじめとする諸分野に関する要望を踏まえ、更なる規制改革を進めることを要請する。

（3）2007年度対話のレビュー及び2008年度の要望

2007年度、日本政府は、域内投資環境全般につき、①ドイツにおける対内投資規制見直しの動き及び、②EU共通の対内投資規制を検討する動きに関して個別的提案を行うとともに、③「より良い規制」について一般論としてコメントを行った。日本政府は、本年度、①及び②に関し下記の通り評価を行うとともに、③に関しては、具体的提案を行う。

（イ）ドイツにおける対内投資規制の見直し【ドイツ】

昨年度、本件に関し、ドイツからは、対外経済法及び対外経済規則の改正を通じた外国投資審査は、EU条約で規定され、欧州裁判所判例法で解釈されている基本的な審査基準、すなわち公の秩序及び安全保障と適合しているため、透明的で公正な審査手続きが確保される旨の回答があった。2008年8月20日に同法・規則が閣議決定された後、独連邦経済技術省は、独は外国からの直接投資に開放的であり続ける、買収に対する条件付け又は拒否は公共の秩序及び安全の観点からの例外的場合に限定される旨の発表を行った。

日本政府はこのようなドイツ政府の一般的な政策の方向性を支持する。他方、本規制の対象が、企業議決権の25%以上の獲得と限定的となっている点に留意しつつも、EU及びEFTA以外からの投資に対して適用される点については域内域外無差別の観点から関心を有している。そのため、日本政府は、ドイツ政府による個別の対内投資案件の審査過程における透明性及び公平性の最大限の確保を求める観点から、今後の本規制の運用について注視していく。

(ロ) E U共通の対内投資規制の検討【E C】

昨年度、本件に関し、E U側からは、欧州委では、外国政府に所有されている投資主体による企業買収についての立法提案は検討されていないが、ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）に対する議論が進行中であり、特にガバナンスや透明性等についてのE U共通のガイドライン策定を目指している旨の回答があった。

日本政府は、E UがSWFガイドライン策定において、OECDやIMFにおける議論を適切に反映したものとする事、及び、我が国官民関係者を含む利害関係者の意見を反映させる機会を適切な方法で与えることを要請する。SWFについては、G7やIMFでの議論のとおり、SWFが透明性を向上し健全な運営を対外的に示すことが重要である。同時に、日・E Uを含むSWFからの投資受け入れ国が、OECD等の議論を通じ、投資政策に関するベスト・プラクティスを策定することで、投資の開放に関する国際基準作りを進めることが重要と考えている。本分野においては今後も日E U間で協力を継続していきたい。

(4) 本年度要望：「より良い規制」の実施加速化（★）【E C、加盟国】

昨年度、本件に関し、E U側からは、より良い規制を通じたE U内規制環境の改善及び簡素化は、域内市場の潜在力を完全に実現し成長と雇用を促進するための重要な手段であり、最優先事項であるとの回答があった。E Uにおける規制が競争環境を維持するのに十分でありながら、過度ではなく、簡素、均質、透明であることは単一市場としての活力の源泉であり、外国企業及びE U企業双方にとっての利益と考える。日本政府は、E Uがかかる規制政策を採用することを引き続き支持する。

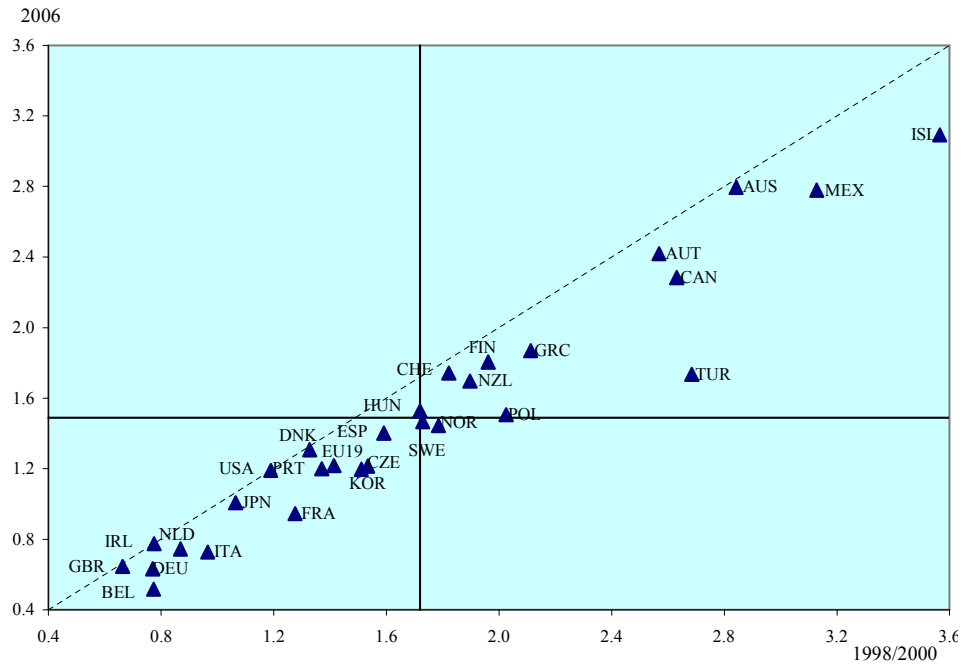
「E Uのより良い規制に関する第二次戦略見直し」に関するコミュニケーション（COM(2008)32 final）によれば、既存法制の簡素化により、農業分野、包装分野、医薬品分野、自動車分野、決済分野、保健分野での規制簡素化が進んだとされており、日本政府はこのように「より良い規制」が着実に実施されてきたことを評価する。また、E U指令の迅速な国内法化を通じた行政費用の削減につき、会社法の分野で前向きな進展があることに留意する。

他方、2012年までにビジネスに対する行政費用をE U全域で25%削減するという2007年1月当時の野心的な目標を達成する観点からは、今後、E Uは本政策の実施を一層加速化させる必要がある。この点、上記コミュニケーションは、2008年1月時点で、以下の問題を提示している。

- ①「段階的簡素化計画」において2005年から2009年に採用されるべき400の措置の内、理事会及び議会の採択を得たものは16にとどまる(p8)。
- ②行政費用の削減に関する2007年3月の行動計画(COM(2007)23)に従った国別目標の提出が12カ国にとどまっている(4p)。
- ③規制影響評価が原則として機能している反面、評価開始時期が遅い場合や、どの分野で評価を行うかの優先付け基準が明確でない場合等につき改善が必要(p5, p6)

そのため、日本政府は、欧州委員会に対し上記の点に関する取り組みの最新状況の報告を要望するとともに、今後、理事会及び議会における加盟国との調整において尽力することで、「より良い規制」の取り組みの更なる加速化に努めることを要望する。また、日本政府は、加盟国に対し欧州委員会と加盟国との権限関係に十分留意しつつも、改定リスボン戦略における重要な要素の一つである「より良い規制」の実施に向けた政治的コミットメントを示すべく、理事会において段階的簡素化計画の実施に前向きに協力すること、行政費用の削減に関する国別目標が未提出の場合は迅速な対応を行うこと等を通じ、欧州委員会の政策に貢献することを要望する。

Figure A.14. **Barriers to foreign direct investment¹**
Indicator scale of 0-10 from least to most restrictive



1. Please note that the index is still under discussion by the Working Party No.1 of the Economic Policy Committee and the Investment Committee Working Party.
 Source: Koyama, T. and S. S. Golub (2006), "OECD's FDI regulatory restrictiveness index: revision and extension to more economies", *OECD Economics Department Working Papers*, No. 525.

2. 域内投資環境（商法・商慣行）

（1）商法・商慣行のEU内統一（含む欧州非公開会社法）【EC、加盟国（特に議長国仏）】

EU内における商法・商慣行の調和と統合は、EU企業のみならず、EU全域で活動している日本企業を含む域外企業に対しても大きな利益となる。欧州委員会が仏議長国のイニシアチブの下、EUにおける中小企業の中心的役割を認識し、EUにおける初の包括的枠組みとして小規模事業法（Small Business Act）の制定を進めていることを評価する。右法案は欧州委において2008年6月25日に採択され、現在、欧州理事会及び欧州議会において検討中と承知する。EUが本法案の2008年末までの制定に向けて一層の政治イニシアチブを発揮することを期待する。

右パッケージの一環として特に、EUが、過去我が方が継続的に要望を行い、パブリックコンサルテーションにて意見表明してきた「非公開会社法」につき、2008年12月末までの採択、2010年7月1日までの実施を目指し検討を進めていることを支持する。本件は、産業界のニーズに基づき日・EUが共通の認識をもって対処した好例と評価したい。

日本政府は、EUが、2008年末までに欧州理事会及び欧州議会での本法案の採択・承認を完了させること、2010年7月1日までの移行期間において、欧州委員会のイニシアチブの下、加盟国が所定の国内措置を完了すること、欧州非公開会社法の実施において加盟国間での運用・解釈の調和が確保されるよう欧州委が定期的にモニターし右結果を我が国を含む関係者に透明性をもって共有することを要望する。

他方、我が国ビジネス界からは、EUの域内市場においては、エージェント契約解約費用、会社設立手続きに関し、異なる商慣行が併存しているなど、依然としてEU加盟国毎の制度の違いが存在しており、EU域内でビジネス展開する我が国企業にとって追加的な負担が生じているとの声が表明されてきている。そのため、日本政府は、EU域内市場における商慣行の更なる調和・統一に向け、欧州委員会がイニシアチブをとり続けることを引き続き要望する。

なお、我が方がこれまで商法・商慣行の分野で要望を行ってきた国境を越えた損益通算に関しては、EU側の回答書において税制に分類されていることから、

EU側の便宜を図るため、今回は別途税制部分で要望を行うこととした。

(2) 国境を越えた合併に関する指令【EC、関係加盟国（特にベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア）】

2007年度提案書において、日本政府は、2005年10月に理事会において採択、同年12月に施行された、国内法の相違による困難を克服し、有限責任会社の国境を越えた合併を容易にする「国境を越えた合併に関する指令」に関し、EU加盟国における国内法の制定（期限は2007年12月15日）が確実に進捗することを要望した。

これに対し、EUからは、2008年10月15日のブリュッセル会合において、24加盟国から欧州委に関し、本指令実施の通知があり、残り3加盟国についても国内法化が順調に進捗している旨の報告があったことを評価する。また、2008年6月5日付欧州委員会ウェブサイトのプレスリリース（IP/08/872）によると、（右時点で）本指令を履行していない11カ国（ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア）に対し、欧州委は法的な手段に訴えることも検討しているところ、欧州委員会の強いイニシアチブを評価する。

日本政府は、国境を越えた合併に関する指令の国内法化を完了していない加盟国が右手続きを迅速に完了すること、本指令が加盟国間で統一的に運用されるよう欧州委が定期的にモニターすること、及び右結果を我が国を含む関係者に然るべく情報提供することを要望する。

3. 域内投資環境(人の移動)

(1) 滞在労働許可

(イ) 総論【EC、加盟国】

日本政府は、EUが優先事項として取り組む包括的な移民政策において、移民を発展のための原動力とする観点から、合法移民の統合を促進する政策を進めていることに注目している。我が国進出企業の企業内転勤者は、EU域内での投資及び雇用の促進を担う存在であり、EUが定義する経済移民と明確に区別される対象であることを改めて強調する。EUは、合法移民に関する政策の一環として、企業内転勤者の域内への移動及び域内における移動に際する複雑で時間を要する手続を緩和することはもちろん、これらの移動を促進するためのより積極的な措置を講じるべきである。この点に関し、欧州委員会が2008年6月に発表した共通移民政策に関するコミュニケーションにおいて、EU及び加盟国は、企業内転勤者の移動に対する柔軟な対応を許容する共通査証政策の実現に向けて努力すべきであると記されていることを評価する。

滞在労働許可手続の改善は、人の移動に関する事項の中でも、在欧州日系企業の経営者、従業員及びその家族にとって、引き続き最大の関心事項であり、日本政府としても、投資環境の基盤整備の観点から極めて重視している。特に、企業内転勤者が赴任先において生活基盤の立上げができない、赴任先に家族を同伴できないといった状況が生じている場合は、人道上の観点からも深刻な問題であり、迅速な改善が必要である。

日本政府は、合法移民に関する政策について、欧州委員会が「経済移民の取扱いについてのEUアプローチに関するグリーンペーパーへのコメント」(2005年4月)等で示した日本政府の意見を考慮していること、また、加盟国において改善が必要な事項について、各国当局が我が方大使館と協議しつつ改善に向けて努力していることを評価する。2007年度、個別に改善を要望した国のうち、ポルトガルにおいては、新外国人法の施行により発給決定期限が導入されたほか、手続に際してEU市民への求人広告掲載が一部免除され、健康診断書の提出は不要となった。ルーマニアにおいては、許可取得手続の簡素化が行われた。英国においては、新移民・入国管理制度の第2階層(Tier2)において課される英語能力要件について、求められる英語能力レベルが大幅に引き下げられ、また、企業内転勤者については当初3年間、当該要件の適用が猶予されることで、企業内転勤者に過重な負担を課さない形で導入されることとなった。日本政府は、これらの国が前向きな取組を行ったことを評価する。

上述したポルトガル、ルーマニア、英国、さらに、2007年度、制度の改善を評価し運用状況を見守るとした国のうち、ギリシャ、アイルランド、スペイン、フランスについては、運用上の問題や更に改善を求めたい点はあるが、制度の改善が見られたことを考慮し、優先要望国を絞る観点から、2008年度対話においては、これらの国への個別の要望を行わないこととする。他方、2007年度、制度の改善を評価し運用状況を見守るとした国のうちハンガリーについては、新たに改善を求めたい事項が存在するので、2008年度対話において、個別に要望を行うこととする。

上記を踏まえ、2008年度、日本政府が優先的に要望する事項は下記のとおりである。下記(d)の各国別の要望については、いまだ改善が見られない国及び新たに改善を求めたい事項がある国に対する要望に絞っているため、これらの国から、我が方の改善提案に対する具体的な回答を求めるとともに、これらの国の政府代表が、2008年度のブリュッセル会合に可能な限り出席することを求める。

(ロ) 合法移民に関する政策プラン【EC】

欧州委員会は、2005年に発表した「合法移民に関する政策プラン」の下、「企業内転勤者の入国・一時滞在・居住に関する指令案」(以下:指令案)を2009年に提出することになっている。この関係で、2008年3月、企業内転勤者に関するEUの方策による影響評価について、日本政府の意見を、質問票に回答する形式で表明する機会が与えられたことに感謝する。2008年4月に日本政府が提出した意見のポイントを本項目の最後に改めて記すので、これらの意見が指令案に反映されることを要望する。

指令案について、2008年10月の日・EU規制改革対話本会合において、EU側より、2008年秋に提出される予定であった指令案は、予定より遅れて2009年3月頃に提出される予定であるとの説明を受けた。また、指令案の内容について、企業内転勤者の負担を軽減するため、滞在許可と労働許可を一つに統合すること、発給期間を原則30日以内、例外的な場合でも90日以内とすること、企業内転勤者の家族が加盟国で就労できるようにする等、家族にも配慮することが規定される予定であるとの説明を受けた。

日本政府は、指令案に前向きな要素が盛り込まれる見通しとなったことを歓迎するとともに、発給決定期限に関する例外措置が限定的に発動されることを要望する。また、日本政府は、指令案の採択を通じて、申請手続きがすべての加盟国において単一化されることを要望しているところ、ある加盟国で許可を取得した企業内転勤者が、別の

加盟国にある同じ系列の企業に異動する場合、再度の許可取得手続が免除又は緩和されるのか承知したい。日本政府は、引き続き、欧州委員会に対し、指令案の早期提出、指令案に関し更なる意見表明の機会が与えられること及び随時情報提供が行われることを要望する。

【企業内転勤者に関するEUの方策による影響評価について、2008年4月に日本政府が提出した意見のポイント】

- ・ 我が国進出企業の企業内転勤者は、EUが定義する経済移民と明確に区別される対象である。
- ・ 滞在労働許可及び査証発給手続が迅速化・簡素化されること。
- ・ 滞在労働許可更新手続が迅速化されること及び更新頻度が削減されること。
- ・ 滞在労働許可の当初の有効期間を最低3年とすること。
- ・ すべての加盟国において、企業内転勤者本人とその家族の滞在許可の同時申請が認められること。
- ・ 企業内転勤者については、一律に労働市場テスト(EU市民に対する求人広告義務)を免除すること。
- ・ 滞在許可取得に際し、語学能力要件を設けないこと。
- ・ 地方ごと、窓口ごとに求められる申請書類や手続が異なるようにすること。

(ハ) 日本とシェンゲン協定適用国との間の相互査証免除取極／取決めの維持【EC】

2007年度日・EU規制改革対話の課長級会合(2008年3月)及び本会合(同年10月)において、EU側から、日本とシェンゲン協定適用国との間の二国間相互査証免除協定は依然有効であるが、それらはリスボン条約と整合的でなくてはならないとの回答を得た。また、2007年12月18日付けの日本側対EU提案書に対し、欧州委員会から、リスボン条約の第三国国民の域内移動に関する規定(第77条2)においては、短期滞在について3か月という具体的な期間制限を設けていないことから、かかる二国間査証取極／取決めとの整合性の問題が解消される可能性もあるとの回答があった。

日本政府として、この回答を重視しており、日本国民及び欧州市民との間の人的交流の拡大の重要性にかんがみ、今後、リスボン条約第77条2の規定に基づいて作成されるであろう具体的な措置が、これらの二国間取極／取決めとの関係で整合性がとれるものとなるよう要望する。また、日本政府として、欧州委員会が、今後、リスボン条約第77条2に基づく具体的な措置を決定する過程において、時間的余裕をもって、我が国を含む第三国に対し十分な情報提供を行うとともに、関係国に意見を表明する機会を与え、これらの意見を具体的な措置に反映させていくよう要望する。この関連

で、欧州委員会が、リスボン条約第77条2に基づく具体的な措置を今後どのように決定していく考えであるのか、その過程において、我が国を含む第三国の意見をどのように聴取し、反映させていく考えであるのかについて回答を求める。さらに、リスボン条約が発効する前の現状においても、二国間取極／取決めが優先されることを回答書に明記するよう要望する。

(二) 滞在労働許可取得に関する各国別要望【下記加盟国】

2007年度対話以降の推移を踏まえ、2008年度は、下記のとおり、「迅速な改善が必要な国」、「新たな問題が解決しておらず、迅速な改善が必要な国」及び「制度の改善を評価するが、新たに改善が必要な事項がある国」に分類し、各加盟国に対し個別に要望を行う。

迅速な改善が必要な国	チェコ、イタリア、ポーランド、スロバキア
新たな問題が解決しておらず、迅速な改善が必要な国	ベルギー、スロベニア
制度の改善を評価するが、新たに改善を求めたい事項がある国	ハンガリー

(i) 迅速な改善が必要な国(滞在労働許可手続の迅速化・簡素化)

チェコ、イタリア、ポーランド、スロバキア

「迅速な改善が必要な国」においては、進出日系企業が共通して、滞在労働許可に関し、発給の迅速化、提出書類の簡素化、窓口対応の統一等、手続の改善を強く要望しており、各国政府に最大限の改善努力を求める。

イタリアについては、運用上の対応により労働許可・査証の発給に長期間かかるケースが減少しており、当局の努力を評価する。しかしながら、滞在許可の発給に6か月から1年を要するケースも多く、生活に支障を来す状況になっている。労働許可・滞在許可発給の更なる迅速化に向け、手続の見直しも含め、政府当局の早急な取組を要望する。なお、イタリアについては、2007年度、何ら回答を得られなかったことから、特に明確な回答を求めたい。

チェコ及びポーランドについては共通して、進出日系企業より、2007年12月にシェンゲン協定適用国となって以降、滞在労働許可の発給に従来以上に長時間を要している、また、当初の有効期間を1年から複数年にして欲しいとの声が寄せられている。チェコについては、長期ビザの発給までに法定期限の120日程度を要するケースが多いため、法定期限の短縮も含め、発給の迅速化を強く要望する。また、2007年度

回答書において、申請書類から無犯罪証明書を除外する法案が審議されているとの報告があった点について、審議結果について報告を求める。ポーランドについては、企業内転勤者に対しては、労働許可申請に際するEU市民に対する1か月間の求人広告義務を免除することも求めたい。

スロバキアについては、2007年度回答が現行制度の説明にとどまっていたところ、改善要望に対する具体的な回答を求める。

(ii) ベルギーにおけるLIMOSA制度及び滞在労働許可

ベルギー

2007年4月に導入されたLIMOSA制度により、日本からベルギーへの5日以上(参加者が特定された会議出席の場合は21日以上。)の商用目的の滞在者は事前登録が義務付けられるようになった。我が国進出企業にとって新たな負担となっていることから、2007年度、LIMOSAの免除期間を、日・ベルギー間で商用のための査証が免除されている期間に合わせ、90日間まで延長することを要望した。

これに対し、2007年度回答にて、ベルギー政府当局から登録制度の見直しを行っているとの説明を得たほか、2008年4月に在ベルギー日本大使館が開催した日系企業向け説明会においてベルギー政府関係者が本制度の説明を行う等、ベルギー政府の真摯な対応が見られた。しかしながら、現在までに具体的な進展が見られないところ、LIMOSAの免除期間を90日間まで延長することを改めて要望するとともに、ベルギー政府当局による見直しの現状について情報提供を求める。また、医師診断書、無犯罪証明書等の提出書類の簡素化要望について、2007年度に回答が得られていないところ、改めて回答を求める。

EU本部が置かれる欧州の拠点として、ベルギーに欧州統括会社を置く日系企業は多い。日・ベルギー間のみならず、日・EU間の円滑な経済交流を促進するという観点から、ベルギー側に上記の我が方要望への迅速な対応を要望する。

(iii) スロベニアにおける駐在員家族の滞在許可

スロベニア

スロベニアにおいては、EU指令2003/86/ECを受けて2006年10月に改正された外国人法第36条の規定により、第三国企業の駐在員は、1年以上滞在しなければ家族の滞在許可を申請することができないことになっており、進出日系企業より強い不満が寄せられている。スロベニア政府当局が、「特別な国家の利益」が認定される場合の例外規定を適用することで問題の改善を図っていることは評価する。一方、

本人のスロベニア赴任後、家族を呼び寄せられるまでに数か月間を要する状況は改善されていない。投資環境整備及び人道上の観点から、本人と家族の滞在許可の同時申請が可能となるよう、法改正を含む改善措置が行われることを強く求める。

2007年度回答において、スロベニア側から、「EU指令は企業内転勤者には適用されないとの日本政府の見解は、企業内転勤者に他の第三国国民より多くの権利を与える根拠として理解されるべきではない。」との説明があったが、EU指令2003/86/ECが企業内転勤者には適用されないというのは日本政府の見解ではなく、2006年度の回答書に記されている欧州委員会の見解である。さらに、日本政府は、企業内転勤者に他の第三国国民より多くの権利を与えることを求めているのではなく、あくまで企業内転勤者を経済移民と区別することを求めているのであり、この要望は欧州委員会にも理解されているものと考えられる。日本政府は、スロベニア外国人法第36条の規定が欧州委員会の見解と矛盾しており、第三国国民に対して不当な差別を設けるものであることを改めて指摘するので、この点に関するスロベニア側の見解について明確な説明を求める。

(iv) ハンガリーにおける労働許可

ハンガリー

ハンガリーにおける労働許可の当初の有効期間が2年に延長されたことについて、日本政府は、2007年度提案書に記したとおり、政府当局の取組を評価している。一方、EU域外企業の現地法人の社長及び役員は、労働許可自体が不要となっているのに対し、EU域外企業の支店長や駐在員事務所長については、労働許可が必要となっていることについて、進出日系企業から改善要望が寄せられている。更なる投資環境整備の観点から、支店長や駐在員事務所長についても、現地における代表者である点を考慮し、労働許可自体を不要とすることを要望する。

(2) 運転免許

(イ) 総論【EC、加盟国】

EU加盟国在留邦人が加盟国で日本の運転免許から当該国の運転免許に切り替える際、EU指令(91/439/EEC及び2006/126/EC)により、日本の運転免許証を提出することが求められており、同人が本邦へ一時帰国する際に免許証を没収されたままの場合、日本国内で運転ができず、経済活動及び社会活動上支障を来している。

2004年2月に欧州委員会より、加盟国で日本人が日本の免許から当該国の免許に切り替えを行った場合、当該国当局は、没収した日本の免許証をその国の日本大使館に返却する旨の提案がなされ、日本がこれを受け入れたことから、多くの国において右返却が実現した。本件にかかる関係加盟国及び欧州委員会の継続的な貢献を評価する。

日本政府は、スロバキアが日本の免許の切り替えを、二国間取極の締結によらず国内法の改正により実現しようとしていることに注目しており、早期の切り替え実現を希望する。

2007年度提案書において、ベルギーとスペインにおける日本の免許証の返却実現を要請し、スペインから前向きな回答を得られた一方、ベルギーからは何ら回答を得られなかった。2008年度、日本政府は、欧州委員会に対し、下記の要望をベルギーとスペインに伝達するよう求める。

(ロ)ベルギー【ベルギー】

運転免許証の本人への返却、または少なくとも日本大使館への返却を早期に実現するよう要望する。2007年度、ベルギーから何らの回答も得られなかったことは残念である。多くの日系企業が欧州統括会社を置くベルギーは、投資環境整備の観点から、本件要望に真摯に対応し、2008年度は明確な回答を行うよう求める。

(ハ)スペイン【スペイン】

2007年度、日本側が希望するのであれば、スペイン交通当局は運転免許証を日本大使館に返却してもよいとの前向きな回答が得られたことを評価する。返却の早期実現のため、在スペイン日本大使館が進める協議に、スペイン交通当局が引き続き前向きに協力することを要望する。

(3) 観光

(イ) 総論【EC】

観光（ガイドの国籍要件、ガイド同行の義務づけ）

日・EUは、2001年に合意された「日・EU協力のための行動計画」において、人的・文化的交流の促進を重点目標の一つとして掲げている。観光は、一般的な市民にとってこうした交流のもっとも身近な手段である。毎年約200万人の日本人が欧州を訪れることはこの観点から好ましいことであり、観光における不合理な障害は除かれることが、双方の利益につながる。

(ロ) 各論：スペインにおける観光ガイドの国籍要件及び同行義務【スペイン】
スペインの観光ガイドは、EU諸国（自国を含む）、EEA諸国あるいは相互主義に基づく取決め締結国の国籍のいずれかを有することが要求される由。右規則により、日本の旅行会社は、ほとんどの場合日本語を話すことが出来ない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられることになる。日本政府は、これまで累次右国籍要件の撤廃を求めてきた。

その結果、スペイン側の尽力によりマドリッド市においては国籍要件が廃止された。しかし、スペインの魅力はマドリッド以外の場所にも多くあり、実際年間20数万人のスペインを訪れる日本人の内多数が、マドリッド以外の地を訪れる。国籍要件の故に能力のある日本人に合理的な理由なく観光ガイドになる道が閉ざされ、また、多数の日本人観光客が現実にも無駄な出費を強いられているのは特に以下の地域である。

アンダルシア州：コルドバ、セビリア、グラナダ、マラガ、
ロンダ、ミハス

また、スペインの観光ガイドに関して、いくつかの地方では、旅行者が観光ガイドを同行させることが義務づけられており、場所によっては、町を散策するだけでもガイドの同行が求められている。日本政府は、こうした観光ガイド同行の義務づけは、旅行者に対する過剰な規制であると考え。しかも、これらガイドのほとんどが日本語を理解しない点に鑑みれば、この規制は多くの日本人観光客をただ困惑させるものである。この問題が特に深刻であるのは以下の地域である。

アンダルシア州：コルドバ、セビリア、グラナダ、マラガ、
ロンダ、ミハス

以上の問題は各地方自治体の権限に属する問題であると理解するところ、日本政府は、観光ガイドに関する国籍要件、及び、観光ガイド同行の義務づけを撤廃することで、有能な日本人観光ガイドの就業機会を不必要に制限しないよう、また、旅行者・旅行会社に対して不必要な負担を課さないようスペイン政府が引き続き関係地方自治体に働きかけることを要望する。

(参考までに我が国の観光案内の資格の取得には、国籍も居住も要件とはなっていない。)

4. 域内投資環境（雇用・社会保障）

（1）総論【E C、加盟国】

労働・社会分野における既存のE U法令は最低限の要請を規定しているに過ぎず、日本から要望されている多くの事項はE U加盟各国の排他的権限であるとのE Uの立場、また、雇用分野は、加盟各国固有の労使慣行や労働法制の歴史的経緯があり、センシティブな側面を持つものであることには留意する。

他方、多くのE U加盟国における労働・雇用の制度及び慣行は、硬直的なものであるため、労働力の質に見合った生産性を上げられていない。具体的には、解雇、勤務時間、給与等の面で柔軟性の欠如が顕著であり、企業の進出・活動にとっても障害となっている。また、同様の指摘は、日本及びその他の域外国進出企業のみならず、加盟国の企業からもなされていると聞いている。これら企業の声に耳を傾け、問題の是正に取り組むことが、E Uの労働生産性の向上に繋がり、日本を含む域外国からの対E U投資を促進することとなる。また、リスボン戦略が提唱する経済の活性化、競争力の強化を通じた成長の達成、雇用の創出を達成するとの目標に照らしても、E Uが我が国企業を含むE U内外の企業の要望を真剣に検討することの意義は大きいと考えられる。

したがって、日本政府はE U側に対し、引き続き投資・ビジネス環境の改善の観点から、E Uレベル及び加盟国レベルの双方で労働・雇用市場の改善に取り組むことを要望する。また、日本政府は欧州委員会に対し、引き続き、労働市場の柔軟性と雇用確保とのバランス（フレキシキュリティー）を如何にしてとるか、その方向性を明示していくことを要望する。

また、欧州進出企業、そしてこれから進出しようとする企業にとって、社会保険料の二重払いによる負担は大きな問題であり、引き続き日・E U双方が努力を行っていくことを希望している。社会保障協定の締結は、日・E U間で協力が着実に進捗している分野であると認識しているが、日本政府としては、今後とも、E U加盟各国との社会保障協定については、社会保険料の負担規模、在留邦人数、日系企業数、経済界の要望、二国間関係、相手国制度の現状等を総合的に判断し、優先度の高い国について、順次、社会保障協定交渉開始に向けた情報交換を進めていく。

さらに、E U域内における社会保障制度の調整は、E U加盟国国民のみならず、我が国企業にとっても有益であると思料するところ、E U域内における公的健

康保険や年金の相互適用を含む雇用の流動性を阻害しない社会保障制度の整備に向けたEUの努力を歓迎する。

(2) 労働市場の柔軟性確保 (★)【チェコ、ハンガリー】

チェコ

病欠率の改善

日本政府は従来、チェコ政府に対し、依然として病欠率の高さが日系企業にとって大きな問題となっていること、疾病保険給付額が企業の大きな負担となっていること、チェコにおける病欠率は、中東欧も含む欧州諸国の中でも極めて高く、現在の高い病欠率が継続すれば、今後のチェコへの企業進出にも悪影響をもたらす恐れがあることを指摘しつつ、チェコ政府の改善への取組を要望してきている。

これに関連し、日本政府は、2008年1月に施行された新法による制度改正に関し、同改正を巡る問題（3日間無補償の違憲判決と同補償の復活）、また、明年、チェコ政府は3日間無補償の復活を政策目標としていることは承知するが、現在、依然として本件問題が存在することから、明年における本件問題の改善に期待する。

ハンガリー

病欠制度濫用の改善

日本政府は、ハンガリーでは労働者が年間15日付与される病欠休暇を完全消化しようとし、医師も容易に診断書を出す傾向があるとの指摘が日本企業より依然としてなされていること、病欠休暇は、労働者の疾病や負傷の際、その療養のために付与されるものであり、病欠休暇が有給休暇の一部であるかのように取得されている現状は問題であると考えことから、ハンガリー政府に対し本件問題の改善を引き続き要望する。

これに関連し、ハンガリー側説明によれば、就労能力に関する診断と監督は行政命令で規定され、病休は、専門的なガイダンスに従った診断に基づいて要求できることになっており、厳格なガイダンスと強力な当局の監視メカニズム、雇用者による病急制度濫用防止の法的枠組が用意されているとしている。日本政府は、かかるハンガリー側の努力には留意するも、日本企業にとって本件問題において大きな改善がない中で、現在の状況が継続すれば、今後のハンガリーへの企業進出に悪影響をもたらす恐れがあることを指摘するとともに、当該制度が適切に機能するためのハンガリー政府の具体的な対応を要望する。

残業時間規制の緩和（★）

ハンガリーでは従来、年間200時間の残業規制があり、2007年7月に労働法が改正され、企業内組合を持たない日本企業についても、専門・特殊技能を有する従業員は全社員の10%に限り、会社との個別契約に基づき年間300時間まで残業ができるようになったが、日本企業の中には、設備保全要員の増加に伴い、10%という例外対象従業員数では困難を抱えている企業もある。そもそも地域や職種によっては残業が必要となる場合も多いため、ハンガリーの残業規制は、日本企業が共通して抱える大きな問題となっている。したがって、日本政府としてはハンガリー政府に対し、ハンガリーの投資環境の改善及び経済競争力の強化のためにも、残業時間規制の緩和、具体的には専門・特殊技能者のみならず、一般作業員まで含むすべての従業員について、年間300時間までの残業を可能とするよう要望する。

（3）社会保障：EU域内における社会保障制度の整備（★）【EC】

EUは、EU域内における雇用の流動性に取り組んでいるが、特に医療・年金等の社会保障に関わる権利を保持しつつ、EU域内の自由な移動を確保することは、EU域内他国への異動や出張が多い日本企業にとっても極めて重要かつ有益である。したがって、日本政府は、EU域内での人の移動に対応するために調整された公的健康保険・年金制度の確立による問題解決に向けた欧州委員会の取組を歓迎するとともに、右の実現に向け引き続き努力するよう要望する。

5. 規格・基準認証

(1) 総論 【EC】

製造分野の技術調和を通じ、EU域内の物の自由な移動を目指すEUの「ニューアプローチ」及び「グローバルアプローチ」は、製品分野別に満たすべき必須要求事項のみを明記した指令の発出、適合性評価方式のモジュールによる定型化、CEマークの導入等によって、域内の貿易障壁の削減に重要な役割を果たしてきた。一方、これらのアプローチは、製品分野別に段階的に発出される指令により、一つの製品に複数の指令が適用されること、整合規格の改訂が頻繁に行われ、その度に再度の適合性評価と適合宣言書発行が必要になること等、EU内外の製造業者に過度の負担を生じさせている。

2007年度回答書にて、EU側より、適合性評価のモジュール数を削減すべく、ニューアプローチ及びグローバルアプローチ全体の見直しを行っているとの回答が得られた。2008年度、日本政府は欧州委員会に対し、EUが進めている見直し作業について、具体的な情報提供を求めるとともに、これらの見直し作業に日本政府が参加することへの希望を表明する。

6. 貿易・関税

(1) 総論【EC】

日本政府は、2008年度、この分野において、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための日・EU間の協力が重要であるとの観点から、AEO制度の相互承認及び国際海上コンテナ貨物情報の事前通知制度に係る技術要件の明確化を優先して取り上げる。

2007年度に取り上げたEUによるIT製品の関税上の取扱いについて、2008年9月、日本は、WTO紛争解決機関において、米国、台湾とともにパネル設置要請を行い、パネルが設置された。日本政府は、本問題が適切に解決されるよう、WTOのルールに従い、今後の手続を粛々と進めていく。

(2) AEO制度の相互承認【EC】

認定された経済事業者（AEO）制度は、国際貿易サプライチェーンにおいて、主として貨物のセキュリティ面のコンプライアンスに優れた輸出入者等を税関が認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するものであり、国際貿易の安全確保と円滑化の両立に資するものである。日本とEUはそれぞれのAEO制度の相互承認に向けた協力を継続している。引き続きAEO制度の相互承認実現のため、緊密に協力していきたい。AEO制度の相互承認を含む日本とEUとの間の協力に基づく措置は、EUが2009年7月以降に実施する予定である国際海上コンテナ貨物情報の船積24時間前までの通知制度が、日本からEU域内への物流効率に与える影響を軽減することにもつながる可能性があるものである。

(3) 国際海上コンテナ貨物情報の事前通知制度に係る技術要件の明確化【EC】

2009年7月以降に実施予定の国際海上コンテナ貨物情報の船積24時間前通知制度に関し、EU側において、税関への貨物情報提供業務プロセス及びITシステムの技術要件の明確化がなされていないため、同制度を実施するための船社側の準備を完了することができない。

については、欧州委員会に対し、同制度を実施するための税関への貨物情報提供業務プロセス及びITシステムの技術要件を早期に明確化し、日本政府に通知することを求める。回答書作成時点で技術要件の明確化が不可能な場合は、現在の準備状況、明確化が可能となる時期の見通し及び同制度導入時期の延期の可能性について詳細な情報提供を求める。

7. 情報・知的財産権

(1) 総論【EC、加盟国】

日・EUはともに先進的な知識集約型経済として世界的な知的財産権の保護に関し利害を共有している。特許をはじめとする知的財産権の保護は競争力の保持、イノベーションの促進のために特に重要である。日本政府は、EUが2000年に発表したリスボン戦略を実行し、2010年までに世界で最も競争的な市場となることを期待している。

その観点から日本政府は、特許制度に関し、EUが①国際的な制度調和に関する議論の加速に向けた努力を継続しつつ、②EUワイドな単一の特許制度を設立し、③効率的、費用効果的かつ高品質の特許審査・実施を確保するよう強く要望する。また、デジタル化に適合した著作権保護制度の観点から、④私的複製に関するEU内の制度調和を引き続き要望する。

なお、2007年度要望した補修部品に関する意匠権保護の存続については、2007年12月の欧州議会における採択後の進捗状況を引き続き注視しており、今後の進捗具合に応じて改めて提案を行うことも検討する。

(2) 欧州及びグローバルな特許制度の改革

(イ) 総論 【EC、加盟国】

2007年度、日本政府は、国際的な特許制度調和の実現、共同体特許の早期成立、特許翻訳コストの低減、特許司法制度の改善に関する要望を行った。

国際的な特許制度調和の実現は、日EU双方の産業界にとり、各国における特許取得の予測性や法的安定性を高め、権利化のためのコスト低減に寄与するという観点から大きなメリットをもたらす。また、グローバルな事業展開を行う企業の円滑な権利取得を推進するためのインフラ整備の観点から重要である。本件の重要性は、日仏首脳協議（2008年4月）、EU米首脳協議（2008年6月）、G8北海道洞爺湖サミット（2008年7月）といった種々の首脳レベルの会合において確認されている。また、日本を含むビジネス界首脳からも、G8ビジネスサミット（2008年4月）、日EU・ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT、2008年6月）等を通じ本件実現に関する強い要望が出ている。

2008年9月の制度調和に関する先進国会合全体会合（欧州特許庁主催）で、今後、特許審査ハイウェー等の各国特許庁間の実務的協力関係の強化を視野に

入れつつ、制度調和の議論を継続していくことが確認された点が留意されなくてはならない。

そのため、日本政府は、EU加盟国が引き続き制度調和に向けた議論に積極的に関与するとともに、欧州委員会が加盟国間の調整においてより主導的な役割を果たすことを強く要望する。

共同体特許について、日本政府は2003年の欧州理事会における政治合意以降、EU内の議論が停滞していることを危惧している。EUが未だ統一した特許を有していない事実は、統一市場としてのEUの魅力を著しく減退させていることから、早期の対応が必要である。

欧州特許庁（EPO）2007年年報によると、我が国は米国（25.3%）、独（17.9%）に次ぐ第3位（16.3%）の対EPO出願国である。また、出願件数トップ25企業の内、我が国企業が7社を占めている。右二つの数字は、日本ビジネス界が欧州における研究開発及びイノベーションに寄与している貢献度、特許分野における日・欧州関係の密接さを如実に表している。そのため、EUにおける特許の改革は、EU企業に対してと同レベルに日本企業にとっても死活的な利益を有する点が強調されなくてはならない。また、EU特許政策における重要なステークホルダーの一つとして指摘すれば、日本政府は、近年台頭している中国、インド等の新興経済国市場との対比において、EU市場が如何にその魅力・競争力を維持していくかに高い関心を有しており、その観点からもEUによる早急な特許改革が必要である。

以上の認識に基づき、日本政府は、短・中期的観点から国際的な特許制度調和の実現、共同体特許の実現を引き続き主張しつつも、日・EUのビジネス界の声に迅速に対応するとの観点から、下記のとおり、より短期的に具体的な進展が期待できる特許翻訳コストの低減、特許司法制度の統一を本年度の個別事項として取り上げる。

また、より実務的かつ即効的な事項として、特許審査の迅速化・早期の権利化が重要であり、同分野でもEUは日米に立ち後れている。そのため、日本政府は、日本とEU加盟国間で特許審査ハイウェイに関し進展が見られることを歓迎すると同時に、欧州特許庁と日本特許庁間で「特許審査ハイウェイ」が早期に開始されることを希望している。

上記に基づき、日本政府は、特許審査ハイウェー、特許翻訳コストの低減、特許司法制度の統一を個別事項として取り上げ、今後一年以内に具体的な進展が得られるべくEUが善処することを要望する。

(ロ) 特許審査ハイウェー【加盟国、EC】

特許審査ハイウェーは、出願人の選択に応じて、第1庁で特許可能と判断された出願については、右第1庁でのサーチ・審査結果を活用することで、第2庁において簡易な手続きにより早期審査を受けることを可能とするものである。特許審査ハイウェーは、①特許出願人の海外における早期の権利獲得への支援、②各国特許庁の審査負担の低減、及び審査の質面での向上を目的としている。特許審査ハイウェーは、国際的な研究開発及びイノベーションを促進する重要な意義を有する。

特許審査ハイウェーは、2008年9月末現在、日米、日韓間で本格的に実施され、日英、日独、日デンマーク間で試行的に実施中である。同取組は、特許の早期権利化、低コスト化を可能とするものとして、日・欧州をはじめとする各国の産業界から高い評価を得ている。右進捗及び日・EU産業界からの強い要望に基づき、日本政府は、日本特許庁と欧州特許庁間で、現在、特許審査ハイウェーに関する協議が進行中であることを歓迎する。

欧州側における新たな進展として、欧州特許庁が、2008年9月より米国特許庁と特許審査ハイウェーを開始したことを日本政府は注目している。また、日本政府は、2008年9月に開催された日米欧三極特許庁会合において、欧州特許庁が日本特許庁との特許審査ハイウェーの開始について前向きに検討を行っていく旨説明したことを歓迎する。

また、日本政府は、欧州委員会が2007年4月に発表したコミュニケーション (COM(2007)165 final, p12, 3.1. Quality, costs and efficiency of the Patent system) において、審査結果の相互利用の重要性を認識している点 (“ With the increasing demand for patents, an increasing burden on examiners as well as the advances in technological developments, it is important that patent offices in Europe work together, for example, on the mutual exploitation of examination results and that they strive to maintain a high quality of granted patents.”) に留意し、EUの本分野における一層の役割に期待するものである。さらに、我が国ユーザーからは、特許審査ハイウェーを通じたコスト低減 (手続き費用や更新手数料等) に対する期待も高

い点を付言する。

以上を踏まえ、日本政府は、EU全加盟国（全加盟国が欧州特許条約（EPC）加盟国）、及びEU各国間の特許政策を調整する責任を有する欧州委員会に対し、今後一年以内に、欧州特許庁と日本特許庁間の「特許審査ハイウェー」が実現するようEU内の意見調整を迅速に進めることを要望する。

（ハ）特許翻訳コストの低減 【未批准国、EC】

（欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の普遍化）

【EC、未批准国（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、リトアニア、ルーマニア）、内、特に昨年度未回答国（アイルランド、イタリア、キプロス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア）】

欧州特許条約（EPC）第65条1項は、EPC加盟国は、欧州特許の出願人に対して欧州特許庁（EPO）が出願人に特許を付与した際、右明細書を出願人が特許保護を希望する国の公用語に翻訳する義務を課することができると規定している。このような翻訳義務は、日本企業を含む特許出願人にとり大きなコスト負担となっている。また、同制度は、欧州特許の手続きをより複雑にし、手続きを遅延させることで、欧州特許の世界的な利用を妨げる一因となっている。

この状況を打開する目的で、2000年10月17日、欧州特許条約（EPC）加盟国である英仏独その他7か国（オランダ、モナコ、ルクセンブルグ、スイス、スウェーデン、デンマーク、リトアニア）は、欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」（正式名称：「EPC第65条の適用に関する2000年10月17日の合意」）を採択した。日本政府は、欧州各国、特に仏の前向きな取組により、本合意が、2008年5月1日に発効したことを歓迎する。2008年9月現在、EU加盟国の内、デンマーク、フランス、ドイツ、ラトビア、ルクセンブルク、スロベニア、スウェーデン、オランダ、英国の9カ国がロンドン合意に加入していることを評価する。

他方、依然として、イタリア、スペインをはじめとする18カ国のEU加盟国が未批准である。単一のEU特許政策を推進していくためにはロンドン合意の

普遍化を通じて、欧州各国が特許の翻訳問題を解決していくことが重要であるため、右未批准18カ国に対し一層の取組を期待する。

この内、2007年度、日本側提案に対し11加盟国が回答を提出したことを多とする。この内、ギリシャが批准に前向きであること、マルタが英語翻訳義務を国内法で規定していること、エストニアが日本側要望に留意していること、ハンガリーが批准を将来の課題として検討していることを評価する。また、批准の是非・影響を国内で検討中とあるオーストリア、スロバキア、フィンランド、ブルガリア及びルーマニアの取組を注視している。EU内の言語問題を背景に批准に慎重であるスペイン、及び憲法との関係から同様に批准に慎重なチェコについては、EU共通特許政策の確立という大局的見地から前向きな検討を進めていくことを要望する。

なお、2007年度、未回答の9カ国の内、未批准国（アイルランド、イタリア、キプロス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア）については、2008年度は回答を提出するよう要望する。

欧州委員会の2007年度回答のとおり、本件ロンドン合意がそれ自体は共同体事項でないことは日本政府も認識している。他方、欧州委員会が右回答で述べたとおり、2006年4月の欧州委員会パブリックコンサルテーションではロンドン合意への支持が表明された点、欧州委員会として本合意の推進に積極的である点を日本政府は評価している。EUが2007年4月のコミュニケーションにおいて特許翻訳問題を司法統一問題と同様の最優先政策課題と位置付けていることから明らかなどおり、ロンドン合意の普遍化はすなわち共同体特許における翻訳問題の解決と密接に関連する事項である。

そのため、日本政府は、EUが引き続きロンドン合意の普遍化に十分な注意を払い、ロンドン合意未批准国であるEU加盟国が特許翻訳問題において前向きな進展を示すよう、EU加盟国内の立場調整に一層尽力することを要望する。

なお、2008年10月に欧州議会にて欧州委員会とEU議長国フランスの共催で開催された「域内市場における知的財産権」会合では、特許翻訳問題も議論された。マクリービー域内市場欧州委員をはじめとする出席者より、明細書の言語を機械翻訳するとの実務的な解決策への期待が表明されたと認識しており、日本政府として新たな技術的ブレークスルーとして注目している点を付言したい。

(二) 司法制度の改革（欧州連合特許裁判所の早期設立）

【EC、加盟国】

1999年以来、欧州特許の訴訟制度の一元化を目指して欧州特許訴訟協定（EPLA：European Patent Litigation Agreement）の議論が行われてきた。近年、欧州統一司法制度の実現を目指し、EPLAの議論が、既存の欧州特許と将来の共同体特許双方を管轄する欧州連合特許裁判所の創設へと発展していること、EU議長国フランスのリードによって本議論が精力的に行われていることを歓迎する。

欧州連合特許裁判所の設立は、欧州特許及び共同体特許により高い法的安定性を与え、訴訟における手続簡素化とコスト削減を実現することが期待されることから、我が国ビジネス界の期待が高い日本政府にとっての重要優先事項である。そのため、本改革は、より法的安定的かつ費用効果的な研究・イノベーション環境の整備を通じて、統一市場としてのEUの魅力を増大させるものであり、EU企業のみならず、日本企業を含む世界中の域外企業に対し大きな利益となることから、EU内においてより高い政治的優先順位が与えられなければならない。

日本政府は、EUにとっての現下の優先事項は、欧州特許及び共同体特許双方を管轄する欧州連合特許裁判所に関する具体的な提案、期限付きの具体的な工程表を示すことにあると認識している。この点、これまで、2006年4月の将来の欧州特許政策に関するパブリックコンサルテーション、2007年4月のコミュニケーションは、ステークホルダーの意見を踏まえたものとして、欧州特許裁判所の一般的コンセプトを提示するとの成果があった。今後は、具体的な法案の形式で欧州政治レベルへの提案、右を受けた欧州理事会及び欧州議会での協議が早期に開始されなくてはならない。

日本政府は、EU内における民主的かつ慎重な意思決定プロセスの意義自体は十分に認識する一方で、経済グローバル化及び技術革新の急速な進展に適切に対応することが要される特許政策の分野においては、EU単一市場としての魅力を促進するのに十分なスピード感を以て迅速な政策決定が行われることが必要であると強く認識している。欧州委員会が政策提案を行うための必要な意見聴取、調査の時間は十分経過したと認識しており、現在は具体的な政策提案を行うべきタイミングが到来したと考えている。

そのため、日本政府は、欧州委員会が、欧州連合特許裁判所に関する法案の具体像、及び具体的な作業工程につき提示すること、EU加盟国は欧州委員会を中心としたEUの本取組により積極的な貢献を惜しまないことを要望する。

(3) EUにおける私的複製課徴金制度の改革

【EC、関係加盟国（イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア）】

私的複製課徴金制度は、アナログ複製機の時代に、著作物の私的複製に対する補償の手段として導入された。しかし、近年、デジタル技術の発展に伴い、私的複製課徴金の対象の多くはデジタル機器・媒体となっている。こうした技術進歩に適切に対応するために、EUを含む世界各国で私的複製課徴金制度の見直しを含めた検討が進行中である。

また、私的複製課徴金制度を採用しているEU加盟国のいくつかの国において、複製に係る私的複製課徴金制度の賦課対象及び補償額の決定にあたり、関係者間で十分な合意が得られていないケースがあり、著作物の複製を目的として使用されている割合が極めて低い機器や、技術進歩に伴い低価格となっている機器に対して、不合理に高額な私的複製課徴金が賦課されているとの指摘がある。

日本政府は、①著作物の私的複製に対する補償手段のあり方に関しEU共通政策が実現されていないこと、②EU指令（EC directive 2001/29）第5条(2)(b)上、「公平な補償」を担保する制度のあり方に関する規定がないため、同指令がEU内調和を実現するための十分な効力を有していないことを懸念している。

こうした中で、欧州委員会は、2006年、私的複製に対する補償制度の域内調和化に関するロードマップ（2006/MARKT/008）を作成した。欧州委員会は加盟国に対し、今後の政策オプションとして、代替的な保護手段としてのデジタル著作権管理（Digital Rights Management：DRM）技術の有用性、及び私的複製課徴金の適用・徴収・配分に関する透明性の確保に関するガイダンスを示すことを提案している。

欧州委員会は、2006年、電子製品のEU域内の自由な移動に対し私的複製課徴金が及ぼす影響に関する影響調査及び第一回目のコンサルテーションを実

施した。右影響調査は、また、①課徴金（補償金）がどのように運営されているか、②運営問題によってどのような「灰色市場」問題が生じているのか等を扱っている。

2008年2月、欧州委員会は二回目のコンサルテーションを実施した。右に際し、マクリービー域内市場担当欧州委員は、「私的複製への補償に関する権利を権利者が有していることは疑いが無いが、現実にはどのように補償金を課すかについて検討する必要がある。私的複製による損害に釣り合った方法で課徴金を適用すると同時に、権利者への適切な補償を確保する実行可能な解決策を考え出すことが可能である」と述べており、日本政府はこのような欧州委員会の取組を支持する。

2008年5月に開催された欧州委員会によるパブリックヒアリングでは、①デジタル機器及び空メディアに適用される私的複製課徴金率を決定するための最も公平な手段のあり方、②私的複製課徴金を支払う最も適当な当事者は誰か、③私的複製課徴金制度は消費者用電子機器における融合を考慮するためにどのように発展すべきか等、日本側が高い関心を有する事項が議論されたと理解している。

日本政府は、2006年から2008年までの影響調査、パブリックコンサルテーション、パブリックヒアリングを踏まえ、欧州委員会として新たな政策の方向性を打ち出す時期に来ていると理解する。デジタル機器・メディアの技術的発展の急速な進行に適應できるだけのスピード感を以て、公平かつ透明な課徴金制度を実現するためのEU内共通政策を策定することがEUに要請されている。

前述の通り、右調和にあたっての法的障害は、現行のEU指令（EC directive 2001/29）の不備にあると理解するところ、日本政府は、欧州委員会が今後発表する政治イニシアチブにおいて右指令の改定を含む適切な措置を進めることを要望する。

この関連で、欧州委員会域内市場総局ホームページによると、欧州委員会は2004年10月以降、私的複製の例外範囲及び現行の補償制度に関し加盟国と実施したコンサルテーション結果を2006年1月以降公表する方針とあるが、右結果は未だ公表されていないと認識している。

日本政府は、欧州委員会の加盟国との意見調整努力を評価するとともに、日本

を含む域外ステークホルダーへの透明性確保の観点から、右結果が早期に公表されることを要望する。

8. 海洋政策【E C】

(1) 総論

2005年11月に欧州委員会が提案した海上安全に関する7本の指令（Erika III）は、現在欧州議会及び理事会の立法手続きの過程にあるとともに、欧州委員会は2006年6月に「海洋政策に関するグリーン・ペーパー（SEC(2006)689）」を公表し、海運、海洋産業、沿岸地域、エネルギー、漁業、海洋環境等の分野を横断的に取り扱う包括的な海洋政策の策定の意図を明らかにし、さらに2007年10月には、いわゆるブルー・ペーパー（COM(2007)575）を発出し、EUの海洋政策統合への具体的な方向性とその実現に向けての作業計画を提案した。

海洋国家である日本としても、海上安全の確保等は重要な関心事であり、日本においても2007年7月に海洋基本法が施行され、我が国の海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋施策を政府一体となって集中的・総合的に推進するための体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。このような背景から、我が国はEUの海洋政策の統合の動きに注目している。

現在、欧州委員会はEUの海洋政策の統合に向け、ブルー・ペーパーで打ち出された行動計画に基づき、沿岸管理、航行安全、漁業などの様々な分野における調査・研究等実施しているところと理解するが、日本政府は欧州委員会に対し、具体的な規則・指令等の策定に当たっては、以下の日本政府の立場に十分配慮し、これを確保するよう引き続き要望するとともに、統合政策の進捗状況に関し然るべく情報を提供するよう要望する。

- ・ 国際的な海洋の法的秩序は、海洋の利用や航行の自由の確保、海洋環境の保護や生物資源の保存等様々な要請を満たすべく、微妙なバランスの上に成立しており、EUの海洋政策の統合が過度な沿岸管理の強化となり、国連海洋法条約を中核とする国際的な海洋の法的秩序と相反するものとなってはならないこと。
- ・ EU加盟国の領海及びEEZにおける船舶の海上航行、EU加盟国の港湾へのアクセス等において、日本をはじめとするEU域外国の商船隊に対する差別的な新たな法的規制を意図するものであってはならないこと。

また、日本政府は欧州委員会に対し、特に我が国が大きな関心を有している以下の事項に関する我が国の立場に配慮することを引き続き要望するとともに、

適当な場合には海事政策に関する日EU間の定期的対話の機会を利用して十分な説明と情報を提供するよう要望する。さらに、我が国を含む第三国に影響を及ぼし得る事項については、我が国政府、その他の我が国利害関係者に対しコンサルテーションの機会を然るべく確保するよう要望する。

（２）海上安全に関する指令パッケージ

本パッケージを受け審議中の「船舶検査・調査機関のための共通規則及び基準に関する規則」第8条及び第9条に関し、EU加盟国の認定機関（RO）として船舶検査を行う船級協会が同規則に基づく義務を果たし、最低基準を満たしているか評価する手段として、欧州委員会の審査官が当該船舶に乗船する制度に関し、仮に、欧州委員会の審査官がEU域外国の管轄権が及ぶ領域・船舶において乗船・審査を行う場合には、執行管轄権の域外適用となる可能性があるのではないかとこの点について、日本政府は欧州委員会に対し、引き続き欧州委員会の考えを提示することを要望する。

また、同規則改正案の第10条は、EU加盟国のROは、特に船舶用機器を考慮に入れつつ、船級証書の相互承認に関する技術上・手続上の条件に合意しなければならない旨規定しているが、従来、海事政策に関する日EU間の定期的対話等において懸念を表明しているとおり、日本国として相互承認を受け入れていない以上、仮に、当該相互承認が日本籍船に搭載される機器の安全性についての認証に適用される場合には、我が国が有する自国船舶の安全確保に関する旗国としての管轄権が侵害されることとなる。したがって、EU加盟国のROが発給する船級証書の相互承認については、我が国の船舶に搭載される機器については適用されない。日本政府は欧州委員会に対し、この点につきEUの考え方を明確に説明することを強く要望する。

（３）国家管轄権外区域における海洋生物多様性に関する国連海洋法条約（UNCLOS）の実施協定に関するEU提案

欧州委員会は、EU提案は、国家管轄権外区域における海洋生物多様性保全の確保を可能とするような原則及びメカニズムを提供する立場であり、これには海洋保護区の可能性も含まれるとし、保護の対象となる海域の基準作りを重視していると承知している。

他方、我が国は、本件については、既存の法的枠組の実施及び遵守、既存の機関及びメカニズムの強化、同機関間の調整・協力の促進によるべきであると考えており、海洋の利用、航行の自由を保障する国連海洋法条約の枠組でこれを

実施することには反対との立場である。この関連で、国家管轄権外の区域における海洋保護区（MPA）の設定については、2008年5月の生物多様性条約第9回締約国会議においても生態的及び生物学的に重要で保護が必要な海域の特定のための科学的クライテリアが採択されたが、MPAの取扱いについては、未だ議論が収斂していないと理解している。

また、我が国は、本件問題は、科学的根拠及び国際法との整合性の観点から検討される必要があると考えているが、その際、海洋資源の保存の観点とともに、持続可能な利用の観点も重要視している。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、本件の検討にあたっては、FAO（国連食糧農業機関）やRFMO（地域漁業管理機関）などの専門的知見を有する国際機関において検討していくことを要望する。

（４）船舶由来の汚染の削減、温室効果ガスの削減

本件については、我が国は、IMO（国際海事機関）において議論が進展していると認識している。また、我が国としても本分野における取組は重要であると考えているが、本分野における地域的措置は、国際海運のバランス（国際海運の世界単一市場性）を損ない得ると考えている。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、引き続きIMO等の国際的な場を通じて十分な議論を行った上で、本件の解決に努力するよう要望する。なお、仮にEU側が右成立を待たずして暫定措置を導入することが不可避である場合には、日本政府は欧州委員会に対し、少なくとも暫定措置がIMOの条約案と整合的であり、船舶業界に不必要な混乱や負担を発生させないよう配慮することを引き続き要望する。

（５）公平な海上輸送に関する行政手続、輸出入・港湾関係手続の簡素化

日本政府は、新たな港湾政策の策定に際し、外国船舶の差別や複雑な手続の導入を意図していないとの欧州委員会の説明を多とする。日本国政府は欧州委員会に対し、日本をはじめとするEU域外国の商船隊に対し差別的な法的規制や手続の複雑化をもたらさないことに意を用いるよう引き続き要望する。

FAOでは寄港国措置に関する協定案が検討されている。現行協定案では対象船舶に貨物船や燃料補給船まで含まれており、日本政府は、一般商船に影響を及ぼし得る寄港国措置を新たに定める場合には、IMOとの十分な協議、調整を行うことが不可欠であるとの立場である。については、両組織の業務・システムに係わる体系的な整理を行うためにEUとも協力していきたい。

(6) 船舶解撤（リサイクル）に伴う環境問題

IMOが準備を進めている関係条約（シップリサイクル条約）は2009年5月に採択される予定である。その早期発効に向け、日本政府は、IMOにおいて加盟国で一致した協力が必要であると認識している。他方、日本政府は、船舶由来の汚染や温室効果ガスの削減の問題同様、本分野における地域的措置は国際海運のバランス（国際海運の世界単一市場性）を損ない得ると考えており、同条約が早期に発効することが問題解決のための最善の方法であるとの立場である。したがって、日本政府としては、引き続きIMOにおける検討の中でEUとも協力していきたい。

9. 環境

(1) 総論【EC、加盟国】

日本政府は、環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、リサイクル問題等、環境分野における多くの課題に関し、EUと同様の問題意識を共有している。他方、EUが行う環境分野における規制は、日本を含むEU域外企業に大きな影響を与え得るのみならず、EUがリスボン戦略に基づき取り組んでいる欧州の経済競争力の強化に対し無視し得ない影響を与え得るものである。したがって、環境関連の規制については、環境面において達成しようとする目的と、企業による経済活動や国際貿易・投資に与える影響の間で適切なバランスが図られるよう配慮すべきであると考える。

このような考えに基づき、日本政府はEUに対し、環境分野における規制が企業にとって過度に負担となり、健全な経済活動の阻害要因あるいは貿易障壁となることのないよう引き続き要望する。

また、特に近年施行された新たな規制について、不明瞭な定義や適用範囲、運用細目やガイダンス作成の遅延等が散見され、本格的運用開始後においても、そうした問題が未解決・未解明であることが要因となり、あるいは規制の変更の際に十分な準備期間が用意されないことが要因となり、対応に苦慮する我が国企業も多い。また、日本企業の中には、法令解釈や運用が不明瞭であること、それに対する明瞭かつ有権的な回答が得られないこと、あるいはそれらがEU加盟国間及び国内の関係機関間において統一されていないことなどに起因する混乱が依然としてみられる。

については、日本政府は欧州委員会に対し、これらの問題を抜本的に解決するため、未発効の規則等については、発効ないし施行までに十分な余裕をもって運用細則を策定し、要すれば関係企業にとって平易かつ明解なガイダンスとともに公表するよう、また、すべての規制について、EU域内における統一的な規制の運用と適用及び照会への対応など企業に対するサポート体制を確保するべく特に尽力するよう要望する。

なお、2007年度に要望した「欧州燃費基準の法制化」に関し、特に欧州燃費規制の長期目標（長期シナリオ）などについては、政治的な議論以前にインパクト・スタディーをしっかりと行うとともに、日本政府が従来要望しており、燃費基準の導入のみならず、燃料対策・交通対策・インセンティブの導

入等を含んだ総合的なアプローチをとることによって、公平かつ実効性ある制度設計となるよう期待している。本件については、日本政府は現在、欧州議会及び理事会の議論を注視しており、今後の議論の進捗状況によっては改めて提案を行うことを検討する。

(2) 個別案件【EC、加盟国】

(イ) REACH (化学品規制)

REACH規則については、当然のことながら、EU域内における統一的な施行がなされるべきと考えるが、これまでの日本企業の実験の経験を踏まえれば、12月1日までの予備登録期間が終了した後、実際の運用が始まる当初においては、輸入に際してEU域内各国において異なる運用が行われののではないかと懸念がある。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、下記の具体的な個別問題の解決を含め、我が国企業に混乱や困難が生じないように、EU域内において明確かつ統一的な運用が行われるよう要望する。

- ・ これに関連し、例えば、「Guidance on requirements for substances in articles (RIP3.8)」が発行されたが、同ガイダンスには0.1wt%の分母についてEU加盟国6カ国の不都合が注記されていることが、規則遵守の拠り所を不安定なものとし、我が国産業界の混乱を招いている。したがって、欧州委員会及び欧州化学品庁の責任においてガイダンス内容を確立されたものとし、右が域内で統一的に運用されることを要望する。
- ・ さらに、規則を遵守する我が国企業が不当な不利益を被らないよう、罰則規定や各国税関における通関時の審査・検査方法などについても、EU加盟国間で運用に格差が出ないように、検査基準の明確化・統一化などを通じて公平な運用を図るよう要望する。
- ・ 欧州委員会は2008年の回答書において、欧州化学品庁及び加盟国のヘルプデスクは、産業界からの質問に対し積極的に情報提供しているとしている。しかし、かかるヘルプデスクは有用であるが、明確な回答が得られない場合や加盟国間で回答内容が異なる場合があると承知しており、我が国企業は混乱を経験しているところ、疑義がある場合に、行政府の中で最終的な有権的解釈権を有する機関・部署を明確にすることを要望する。特に調剤と成形品の区分の見解について、EU加盟国の関係当局に対する照会については、迅速かつEU加盟国間で統一的な回答を行うよう要望する。

- REACH規則第8条「欧州共同体外の製造者の唯一の代理人（OR）」に関し、欧州委員会は2008年の回答書において、唯一の代理人システムは、企業秘密が輸入業者に開示されるとの非EU域内製造者の懸念に応えたものであり、唯一の代理人を設けるか否かは非EU域内製造者の選択事項であり、義務ではなく、欧州委員会及び欧州化学品庁はこれに関与することはできないとしている。それにも拘わらず、EU域内に現地法人を持たない多くの日本企業（特に中小企業）にとっては、登録業務等を唯一の代理人に頼らざるを得ない場合が多く、適切な代理人が確保できないという理由をもって我が国企業の経済活動が阻害される可能性は依然として排除されていない。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、域外企業に不利益が生じることを回避し、もって公平な競争を確保するとの観点より、質的・量的に十分な唯一の代理人を確保するためのサポート体制の確立（例えば、一定の審査に合格したEU公認のORリストの整備など）に積極的に取り組むことを引き続き要望する。
- EU域外企業の域内現地法人やORは、予備登録後に物質情報交換フォーラム（SIEF）に参加することになるが（REACH規則第29条）、既に欧州では、域内企業を中心とした任意のコンソーシアムにおいて実質的な情報交換が進められていると承知している。本年12月以降にSIEFが活動を開始するに当たっては、域外企業の意見も尊重されるとともに、域外企業が不当に不利益な取り扱いがなされないよう、欧州委員会として十分監視及び監督するよう要望する。
- REACH規則第33条「成形品に含まれる物質に関する情報伝達の義務」によると、成形品の供給者は当該成形品に含有される認可対象候補物質（SVHC）リストに掲げられた物質名等を含めた情報を、消費者から情報提供を求められた日から45日以内に提供しなければならない旨規定されている。この点、欧州委員会は2008年の回答書において、高懸念物質候補リスト作成プロセスにおいて、第三者によるコメントが許されており、関係者は、候補リストに含まれることが見込まれる物質について、事前に情報を入手できることになっているとしている。それにも拘わらず、域外企業にとって、特にサプライチェーンが複雑な場合には、川上サプライヤーに改めて該当物質含有の有無の確認をとることは容易ではなく、高懸念物質候補リスト作成プロセスの期間を勘案したとしても、規定の期間で情報提供に応じることは現実的に困難な場合もある。したがって、現在、SVHCの特定作業は現在で

も進行中であり、SVHCの全容が明かでないことにもかんがみ、当該規定が欧州化学品庁への成形品中の認可対象候補物質の届出（第7条2項）の期限（2011年5月末）以降に適用されるよう猶予期間を設けることを要望するとともに、特別な申請に基づく場合に実態に応じて45日ルールの特例として右期間を越えた必要な期間を認可するなど、同規則の柔軟な運用について検討するよう要望する。

また、この関連で、我が国の川上企業が規則を遵守できるよう、サプライチェーンにおける川下使用者から川上企業への情報伝達の義務（REACH規則第34条）、川下使用者による欧州化学品庁に対する報告義務（同第38条）についてもEU域内企業に周知徹底するよう要望する。

- ・ 2008年6月末に欧州化学品庁より、認可対象候補物質（SVHC）として16物質が提案され、同年10月末に15物質が特定されたが、今後もSVHCが随時追加されると承知している。この場合、企業は、その都度、含有調査を実施する必要がある、その負担は甚大である。また、頻繁に対象物質が追加されることは、世界のサプライチェーンに大きな混乱を招くことにもなる。したがって、SVHC候補物質の公開時期を2年に1回程度に限定するとともに、予測可能性を高めるために決定プロセスの長期的なタイムテーブルを公表することを要望する。
- ・ REACH規則第6条「物質そのもの又は調剤に含まれる物質の一般的な登録の義務」は、ポリマー製造者に対し、一定の条件の下で、ポリマー中のモノマー物質の登録を義務付けている。我が国は、REACH規則策定プロセスにおいて、（1）重合されたモノマーは、環境へ悪影響を及ぼすものではない、（2）ポリマー中の重合されたモノマーの登録を義務づけることは妥当ではなく、必要以上に貿易制限的な規制を禁じているTBT協定第2条2との整合性に問題が生じる可能性があるとして、ポリマー中のモノマー物質の登録に疑義を呈してきた。この点に関する我が国の立場に変更はないところ、PLC（Polymer of Low Concern）の国際的標準化に関するOECDの取組などの新たな科学的知見にも十分配慮しつつ、ポリマー中のモノマー物質の登録の是非を再検討するよう要望する。
- ・ 欧州化学品庁の見解（2008年10月6日発行の「News Alert」）によると、ポリマー中のモノマーについて、予備登録期限の本年12月1日までに川上のモノマー製造者あるいは輸入者により、モノマーが「登録」されることが定かでないならば、川下のポリマー製造者はそのモノマーの「予備登録」

を実施することを推奨することが述べられている。他にも3つのケース（規則第2条第7項（c）の「再輸入される物質」、規則第2条第7項（d）の「回収再生される物質」、及び規則第7条第6項の「成形品から意図的に放出される物質」）で同様のことが述べられている。

敢えてこれらのケースについて予備登録を推奨していることについては、当初より上市するには登録が義務付けられている新規物質（Non Phase in Substance）を除いて、これらのケースで本来適用除外されている製造者または輸入者は、すべて予備登録する必要が生じることになり、欧州で製造・輸入する企業への負担が増大することとなる。

また、上記の「12月1日までに川上のモノマー製造者あるいは輸入者により、モノマーが登録される」としている「登録」は「予備登録」されていることも含まれるのか不明であり、日本企業の間で混乱が生じている。ついては、「登録」の定義（予備登録が含まれるか否か）について早急に明確な定義を提示するよう要望したい。

- ・ 日本政府は、REACH規則は規定内容や運用の曖昧さ、不明瞭さなどの問題を抱えながら運用が開始された結果、右問題の早急な解決や明確化が我が国企業関係者にとって喫緊の課題であると認識しているとともに、REACHが本格的に運用されるに伴って発出される新たな情報や動向などをタイムリーに入手することを重視している。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、2、3ヶ月に一度の頻度で、日・EU間の担当者・専門家レベル（場合によっては産業界関係者を含む）の協議の場（ないし連絡会議）を有したいと考えているところ、欧州委員会に対し、右の可否につき検討することを要望する。

（ロ）RoHS指令（電気電子機器に関する特定有害物規制指令）

既に化学物質の有害性の判断及び成形品も含む規制及び管理はREACH規則で行われている。この結果、本指令を通じて電気電子製品のみが二重に義務が課せられることになっており、企業の負担が倍加しているが、日本政府は欧州委員会に対し、このような状況において、RoHS規制の必要性に関する考えを承知したい。また、この関連で、日本政府は、少なくとも本指令において適用対象となる物質は今後追加されることは妥当でないと考えるが、この点に関する欧州委員会の立場を承知したい。

電気電子機器のリサイクル制度が整備されていない国では、土壌や水質を保全するためRoHS指令の措置の必要性は認められるが、そもそもRoHS指令

の対象である電気電子機器はWEEE指令で回収処理されることとなっている。この観点から、及び2005年10月25日付欧州委員会通達「規制環境の簡素化に関する戦略」を踏まえれば、WEEE指令の着実かつ徹底的な実施を図ることで、RoHS指令の法目的は自ずから達成されることとなり、この意味で、日本政府は、WEEE指令の徹底に伴いRoHSを廃止し、規制の簡素化を図るべきではないかと考えるところ、欧州委員会の考えを承知したい。

適用除外廃止は、関係企業にとって、規制追加と同様に、代替技術の導入のための製造プロセスの変更や代替技術の信頼性の確認等の対応が必要となることから、十分な移行期間を設けるよう要望する。例えば、Deca-BDEは2008年4月に欧州司法裁判所が除外項目から取り消すという判決を下したが、その猶予期間は3か月しかなく、しかも、我が国はその通報も受けていなかった。輸送等に数ヶ月を要する我が国企業には対応が不可能であり、排他的な対応であると言わざるを得ない。現在レビュー中のRoHS指令は、適用除外の廃止、規制物質の追加が見込まれていると承知するが、日本政府は欧州委員会に対し、その施行にあたっては、十分な猶予期間をもって、必ず事前に通報するよう要望する。

上記に関連し、欧州司法裁判所のDeca-BDEの適用除外無効判決については、同物質の有害性を示す十分な科学的データが存在しないにも拘わらず、欧州委員会の事務手続きの不備が判決理由となったと承知している。これは科学的アセスメントに基づいた適用除外の無効ではないと理解するところ、欧州委員会は2007年度の回答書において、適用除外については、透明性と科学的根拠に基づき決定されることとしていることから、日本政府は欧州委員会に対し、然るべき手続きをもって同物質の適用除外を回復するよう要望する。

日本政府は欧州委員会に対し、以下の点に配慮しつつ、RoHS指令の適用除外及び適用除外廃止に関する明確なルールを提示するよう引き続き要望する。

- 代替可能な用途については、EU域内の企業が何らかの理由で代替できないという事情で除外申請しても認められるべきでない。
- 規制により従来技術が使用できなくなる場合、代替技術の導入コストが非常に高くても、市場シェアの拡大等のインセンティブがあれば開発や導入が図られる。他方、明確なルールが存在しない場合には、代替技術の研究開発に十分な投資が行われない可能性がある。
- 省エネルギー、リサイクル性等に画期的な効果のある製品や生産方法等の開発のインセンティブを失わないため、新商品の適用除外審査につい

ても明確なルールを定め、提示することが必要である。

日本政府は欧州委員会に対し、R o H S 指令の見直し等により、適用除外が廃止された後も、当該物品のスペアパーツについては適用除外を継続するよう引き続き要望する。具体的には、スペアパーツの適用除外の範囲については、「R o H S 指令施行前に上市された商品」に、「上市した時点でR o H S 指令の要求事項に適合している商品」も加えられることを要望する。

日本企業よりは、本指令については、未だ多くのEU加盟国で取締りが実施されておらず、指令を遵守しないものの、罰則も受けず事業を行っている他国企業が多く存在するとの報告が寄せられている。そのため、規制を遵守する日本企業の競争力が不当に損なわれているとの懸念が生じている。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、本指令の運用がEU域内において公正かつ公平に行われるよう要望する。

(ハ) W E E E 指令（電気電子機器のリサイクル指令）

日本政府は欧州委員会に対し、以下の諸点につき改善を図ることを要望する。

- 現行制度では、中古品等としてEU域外へ輸出された製品にも回収・処理費用を課しており不相当である。我が国で生産された高品質、長寿命な製品のいくつかは、中古品としてEU域外に輸出されているが、これは本指令の対象外となり、結果的に関係企業は、本来、支払う必要のないコストを負担していることになっている。したがって、関係企業が負担する回収・処理費用は、製品の販売量ではなく、EU域内における廃棄量で決定されるべきである。
- W E E E 指令の National Registry（登録手続き・報告など）がEU加盟国によって異なっているため、関係企業には余計なコストが生じている。したがって、EU域内で統一された登録手続き・報告の仕組みを策定すべきである。

日本企業よりは、本指令については、未だ多くのEU加盟国で取締りが実施されておらず、指令を遵守しないものの、罰則も受けず事業を行っている他国企業が多く存在するとの報告が寄せられている。そのため、規制を遵守する日本企業の競争力が不当に損なわれるとの懸念が生じている。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、本指令の運用がEU域内において公正・公平に行われるよう要望する。

(二) 水酸化ニッケル (★)

水酸化ニッケルは、ニッケル水素電池の材料として、その有用性は広く認知されているところ、我が国は、同物質がEUにおいて危険物質指令の対象となることを懸念している。これに関連し、「ATP (Adaptation to Technical Progress) - 31」では、ニッケル化合物が規制対象の候補になっており、その中には水酸化ニッケルも含まれているが、OECDガイダンスで要求されているテストを実施していないことから、水酸化ニッケルを対象としたことに疑義が存在する。

本件規制案については、2008年11月5日のWTO/TBT委員会においても、規制根拠及び決定手続きに関する問題から、我が国をはじめ各国から多数の反対意見が出され、我が国を含めて12ヶ国が欧州委員会に対し、11月17日付で懸念を伝える書簡を発出した。

したがって、我が国としては、この懸念に対する十分な説明がなされるまでは、「ATP-31」の分類案を採択することは避けるべきであると考えており、欧州委員会に対し、右採択の是非を再検討するよう要望する。

(ホ) 電池指令 (★)

電池指令は、2009年9月26日以降、電池容量のラベリングを義務付けているが、未だ容量の測定方法が公表されていないとの問題が存在する。また、本件義務を遂行するに当たって、EU域内企業は電池本体の出荷時期が施行時期に間に合えば良いが、輸出製品に同梱される電池への対応を勘案すると、EU域外企業が半年程度の猶予期間でこの義務に対応することは不可能である。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、EU域外企業がかかる不利益を被ることがないように、測定方法の公表から施行までに1年以上の猶予期間を設定するよう要望する。

また、本指令第11条「廃電池の取り外し」は、製造者は機器を電池の取り外しが容易であるよう設計し、消費者に電池の安全な取り外し方法や種類が分かるよう説明書に記載しなければならないと規定している。他方、この要求事項に対する問題点は、①除外電池の規定が不明瞭であること、②電池を取り外す作業が明確化されていないことの2点であると考えているところ、日本政府は欧州委員会に対し、右を明確化することを要望する。

(へ) E u P 指令案 (電子電気機器等のエコデザインに関する枠組指令案)

日本政府は欧州委員会に対し、以下の諸点につき要望する。

- Lot 4 (imaging equipment)、Lot 5 (television)、Lot 10 (residential air-conditioner) 等、EUにおける販売シェアで日本企業が重要な地位を占めている分野は、日系業界団体が Consultation Forum へ参加することを認めること。
- Ecological Profile はサプライチェーン全体に影響を及ぼすものであり、まずは、対象製品メーカーのデータ管理可能な範囲での Profile 作成を基本として、現実的かつコストミニマムな統一的手法の検討を目指すこと。
- また、Lot 毎の個別対応では未整合のまま運用され、サプライチェーン全体が混乱する恐れがあるため、各 Lot 横断的事項として製品設計ツールの一環として妥当な手法のスタディーを行うか、CEN/CENELEC 等へ授権し、IEC TC111 での検討や既存業界規格等を評価して、整合規格を開発していくように促すなどを検討すること。
- E u P 指令の実施措置で Energy Labelling の実施を引用する場合、CE マーキングは Minimum performance の Rating として、また、Energy Labelling は Energy Efficiency の Rating として扱うのかについて、両者の関係を整理した解釈を示すこと。
- Lot 6 (standby and off-mode losses) は、他の製品カテゴリー毎の Lot と異なり、分野横断的に「standby and off-mode losses」を規制することになるので、適用範囲や内容等について各国の産業界が混乱しないように、最低限、WEEE 指令や RoHS 指令のような FAQ を EU 規制当局が準備すること。
- また、消費電力測定方法として、IEC 62301 が改定作業中であるが、国際標準規格については、整合規格化への作業を CEN/CENELEC へ要請するだけでなく、規制当局においても国際標準規格の採用を積極的に進めること。
- Lot 26 (Net worked standby) は分野横断的な規制とすることは困難であるため、製品毎の各 Lot 内で、当該製品に即したケースで国際エネルギースタープログラム等とも整合を図ることを前提に検討すること。

次期（2009年～2011年）の対象製品は、B to B の製品カテゴリーが多いが、B to B の設備・機器の多くは、ユーザー側の使用状態・仕様に合わせて設計され、省エネ性能等を測定する方法も確立されていないため、メーカー側への規制だけでは実際の環境負荷低減、省エネ効果の実効性があがらない。日

本でも変圧器にトップランナー基準を適用したが、耐用年数が長期にわたり、償却が終わっても使用されているケースが多いため、ユーザー側にも省エネ法に基づく規制やトップランナー基準適用機器の設備補助を与え、規制の実効性をあげるべく努力してきた。したがって、本件に関するEUの作業を支援するため、日本政府は欧州委員会に対し、我が国の経験に基づく事例や情報等を提供する用意がある。

Ⅱ. 業種別規制

1. 情報通信技術（ICT）

（1）総論 【EC】

日本政府は 2007 年度提案書において、携帯電話サービスに関する要望（①国際ローミングの円滑化、②携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用）、新たな通信サービスに関する規制に関する要望（③光ファイバ網に関するアンバンドル規制の適用、④固定・携帯融合サービス（「FMCサービス」）提供に関する競争セーフガード措置の適用）、及び⑤メディアサービスにおける内外無差別の重要性（欧州製番組比率の緩和）に関する要望を行った。

①国際ローミングの円滑化に関し、CE 認証を取得していない製品であっても電子通信規制枠組み指令（「R&TTE 指令」）に規定される技術要件を満たせば接続が禁止されることはない旨 EU 側は 2007 年度回答にて説明している。右回答により、日本側の疑問点が解決したところ、EU 側説明を評価する。

他方、②携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用に関する EU 側回答は日本側の懸念を払拭するに十分な内容ではないとの立場であるところ、下記の通り、本年度も継続要望とする。

EU 側が 2007 年度回答において、R&TTE 指令における「技術的中立性」原則に基づき、③光ファイバ網を含む新技術を使用したネットワーク網に対するアンバンドル規制の適用が必要との日本側立場を共有している点を評価する。本分野は日・EU 当局が政策の方向性を共有する重要な協力分野と考えており、本年度も継続要望とする。

EU 側は 2007 年度回答書において、④FMC サービスに対する競争セーフガード措置の適用が必要との日本側立場に一般論として同意しているところ、EU 側の対応を評価するとともに、日本政府は今後も本件に関する EU 内の議論の進捗を注視していく。

⑤欧州製番組比率の緩和については、欧州委員会の累次回答は、欧州製番組比率規制という実質的なクォータ制により良質なコンテンツの国際的な流通が阻害される可能性があるとの日本側懸念に対する十分な回答を提供していない。日本政府は本件問題に対する十分な回答を求めるとともに、今後も引き続き注視していく。

(2) 各論

(イ) 携帯電話サービス：携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用【EC】

(a) 昨年までの経緯

日本政府は、2007 年度提案書において、EU 加盟国間のローミング通話に係る小売料金及び卸売料金について各々上限を定める携帯電話国際ローミング料金規制（Regulation (EC)No 717/2007）の実施にあたり、EU 域内企業による EU 域外企業に対する不当、差別的な料金設定を禁止・抑制するため、競争上のセーフガード措置を含めた適切な措置を講じることを求めた。

これに対し EU 側は 2007 年度回答において、①本件規制の対象は EU 域内ローミングであり国際ローミングでないため EU 域内・域外間の内外差別を構成しない、②域内国事業者と域外国事業者間の交渉を慫慂する旨回答した。

(b) 最近の進展

本件に関し、欧州委員会は、2008 年 5 月、本規制のレビューの一環として、「ローミング規制の機能、及びその SMS 並びにローミングサービスへの適用に関するレビュー」と題するパブリックコンサルテーションを実施した。

同文書（p3）によると、2007 年 4 月から 9 月の期間で卸売り料金が 1 分あたり 1.10 ユーロから 0.49 ユーロに下落し、小売り価格が 1 分あたり 0.58 ユーロから 0.24 ユーロに下落したとある。日本政府は一般論として、このような EU 域内での価格下落とその競争上の好影響、及び消費者便益の増大を歓迎する。他方、このような短期間での大幅な値下げが域内事業者に対し過度な費用負担となり、域内事業者が域外事業者に対し上乗せした価格設定を行う誘因を与えないかと懸念している。

また、同パブリックコンサルテーション文書においては、本件規制は域内事業者と域外事業者間の国際ローミング契約には適用されないとしているが、域内事業者の負担が過大となる場合、域内事業者と域外事業者間の国際ローミング契約における料金設定に事実上の影響があり得る点を引き続き懸念する。

更に欧州委員会は、2008 年 9 月 23 日、本規制の適用期間を延長するとともに、規制対象を SMS 及びデータ通信へ拡大する提案を行ったが、日本政府は、SMS 及びデータ通信においても同様の懸念を有している。

なお、上記パブリックコンサルテーション文書における日本側懸念に関する前向きな言及として、「欧州委員会は、市場事業者が他サービスの価格を上昇させることで本件規制による影響の埋め合わせをしようするかどうかを引き続きモニターする」(p4)としていることを注目している。また、同文書(p8)が、本件規制が域内事業者と域外事業者間のローミング契約に与える影響(Q15)、及び、域内事業者が本件規制による値下げと同様の値下げにつき域外事業者とのローミング契約において交渉したことがあるか(Q16)について問題提起していることを評価する。

そのため、日本政府は、欧州委員会が行う上記モニタリング(域内事業者が他サービス価格を上昇させることで本年規制による影響を埋め合わせを行うかどうかに関するモニタリング)が、本指令によるEU域内携帯電話ローミング料金の値下げによる、域内事業者による域外事業者に対する不当、差別的な料金設定を防止するセーフガード措置としての効果を持つことを期待する。

(c) 日本側提案

上記説明を踏まえ、日本政府は欧州委員会に対し、本規制がEU域内事業者と域外事業者間のローミング契約に与える影響に関する日本側の懸念を十分に認識し、EU域内事業者による域外国事業者に対する不当、差別的な料金設定を禁止・抑制する競争上のセーフガード措置を含めた適切な措置を講じることを引き続き求める。

具体的措置として、日本政府は、欧州委員会が加盟国の実施状況に関するモニタリングを定期的に行い、域内事業者が、域外事業者とのローミングサービスを含む他サービスの価格を上昇させることで本件規制による影響の埋め合わせを行うことを防止する観点から、現在の上限価格が適正な水準であるか否かの判断を行うことを要望する。

また、モニタリングの結果を公表するとともに、仮にそのような埋め合わせ行為を察知した場合は、かかる状態を是正するために必要な措置を迅速かつ確実に講じるとともに右を日本政府に通報することを要望する。

(ロ) 光ファイバ網に対するアンバンドル規制の適用等 【EC】

日本政府は、2007年度提案書において、電気通信市場における支配的事業者が新世代ネットワークへの新規投資を行う際、厳格な規制の適用を通じて公正な競争環境を整備することが重要との観点から、欧州委員会の「関連市場勧告改

正」における「固定地点におけるネットワークインフラへの物理的卸売アクセス（共有又は完全アンバンドルを含む）」が光ファイバ等のネットワークへのアクセスを確保する義務も含めた定義となっているか否かにつき、欧州委員会に確認を求めた。

これに対しEU側は回答書において、①2002年電子通信規制枠組み指令における技術中立性原則に基づき、規制の必要性を検討するにあたり伝送形態が銅線か光ファイバかは無関係である、②この立場は新世代ネットワークについても同様である、③第三者によるネットワークへのアクセスが効果的な競争の前提条件である場合、将来においても適切なアクセス及び平等な競争条件の確保が重要となる旨の説明を行っている。日本政府は、光ファイバ網等の新世代ネットワークに対する規制政策に関し日EUが共通の方向性を有していると理解し、EU側の回答を評価する。

最近の進展として、欧州委員会は2008年9月18日、「次世代アクセスブロードバンドネットワーク」への規制に関する勧告案を公表した。日本政府は、同勧告案が、加盟国の規制当局は支配的事業者のネットワークについて最も低いレベルでのコストでアクセスが可能となるようにしなくてはならないとしていること、特に支配的事業者の管路については競争的事業者が光ファイバを整備する際に利用できるようにしなくてはならないとしている点に留意する。

EUが、そのICT市場について適切な競争環境を維持することは、EUのみならず我が国を含む世界主要経済にとっての大きな関心である。日本政府は、EUが、光ファイバ網等の新世代ネットワークに対するアンバンドル規制をはじめとする適切な競争セーフガード措置が必要との方向性を日本側と共有している点に留意し、これらの措置が実施されることを要望する。

日本政府は、EUが2008年9月の勧告案で認めるように、EUは新世代ネットワークの整備に関し依然移行期にあるため、EUより先んじて整備を進めている我が国として知見・経験を共有することでEU内の改革努力を支持することが重要と考えている。

（ハ）違法有害情報対策における協力（★）【EC】

現在、日・EU等の先進諸国では、インターネットの急速な発達・普及が、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、インターネット上における違法な情報、特定の者にとって有害と受け止められる情報、公序良俗に反する情報や個人生命に対する危険を引き起こす原因となる情報等の流通が大きな社会問題にな

っている。

これに対し日本政府は、違法有害情報対策に関し積極的に取り組んできたところ、総務省では2008年、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「改正特定電子メール法」等の成立を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報対策の今後の方向性を明らかにするため、総合的な政策パッケージとして、「安心ネットづくり」促進プログラムを策定する予定である。欧州委員会においても、「Safer Internet Plus Programme」等の施策を実施し、民間による自主的取組と利用者への周知啓発の促進等に取り組んでいると理解する。

更に、日・EUは、第17回日・EU定期首脳協議共同プレス声明別添文書「消費者の安全・安心に関する日・EU協力」において、「ネットワークとICT利用の安全」に関する協力を強化することに合意している。

違法有害情報対策の必要性に関する世界的な高まり、日EU個々の取組を踏まえ、今後、日EU間で、本対策分野におけるベストプラクティスの共有等を通じた協力の強化を図る価値があると考えているところ、今後、日EU ICT政策対話等の既存の協力枠組において、本分野を積極的に取り上げる等、当局間の意見交換を継続することを要望する。

2. 金融サービス

(1) 総論【EC、加盟国】

金融分野においては、世界的な危機の発生に対して、様々な緊急かつ例外的な措置が取られ、11月15日には、ワシントンにおいて金融・世界経済に関する首脳会合が開催された。同首脳会合においては、金融市場の改革のための共通原則が合意され、また、同原則を実行するための行動計画が定められた。

今後、日本と欧州委員会は、同原則及び行動計画に基づき、必要かつ適切な規制を迅速に実施していく必要がある。日本政府としては、欧州委員会及び欧州各国の規制の動向を注視するとともに、十分に連携して対応していきたく、今後規制改革対話の枠組みにおいても、必要かつ適当な場合には、議論したいと考えている。

本年の提案書においては、新たに2つの要望を行い、そのうち1つは欧州委員会が導入を検討している信用格付会社の規制に関連するものであるが、本件については日本政府として特に憂慮しているものである。

日本政府が2004年度対話より要望してきた、日本の会計基準とIFRSとの同等性に関し、2008年12月12日、欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されている国際会計基準（IFRS）と同等である」と決定した。同決定により、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となり、これにより、引き続き日EU金融資本市場の開放性が確保された。本決定は、我が国会計基準と国際会計基準との収斂に向けた日・EU当局間協力の着実な成果であり、EU側関係者のこれまでの努力を高く評価する。また、我が国会計基準が信頼性の高い高品質の基準として認められた証左として本決定を高く評価する。

(2) 信用格付会社の規制（★）【EC】

欧州委員会は、2008年11月12日、信用格付会社の登録制の導入等を内容とする規則案を公表した。この規則案において、信用格付会社は、その付与する格付が、EU域内において規制目的で利用されるためには、欧州証券規制当局委員会に登録することが必要であり、登録を受けるためには、域内に法人を設立することが要件とされている。

信用格付会社の格付が国境を越えて利用されていることに鑑みれば、2008年11月

15日の金融・世界経済に関する首脳会合宣言において確認されたように、信用格付会社への監督は、国際的に合意されたIOSCOの信用格付機関の基本行動規範に整合的なものとし、各国当局が国際的に連携して取組むこととすべきである。

然るに、域内における法人設立義務は、IOSCOの基本行動規範に整合的なものではなく、母国監督当局の監督に依拠しないという点で、国際連携の強化のアプローチにも反する。

域内における法人設立義務が導入されれば、一部のEU域外国の大規模信用格付会社は、法人を設立して対応できるのに対し、日本の信用格付会社を含むEU域外国の中小信用格付会社は、EU市場からの退出を迫られるおそれもあり、競争条件を不当に歪めることとなる。

加えて、域外の信用格付会社に域内における法人設置を義務付けることは、一部のEU加盟国にとっては、WTOサービスの貿易に関する一般協定における業務上の拠点を通じてのサービス提供を制限しないとの義務違反を構成しうる。

したがって、日本国政府は、欧州委員会に対し、信用格付会社に関する規則案から、域内における法人設立義務を削除することを強く求める。

(3) 監査の同等性 (★) 【EC】

我が国では、2007年6月に成立した改正公認会計士法において、外国監査法人等に関する届出制度が導入された。日本政府としては、金融庁に届出を行った欧州の監査法人等が、我が国公認会計士法に基づいた必要な情報提供を行う場合、欧州委員会及びEU加盟国当局がこれを支援することを求める。

また、日本政府は、EU加盟国の当局に登録し、又は経過措置の適用を受けた日本の監査法人に対し、日本の金融庁が行う検査の結果を受入れ、EU加盟国当局による検査を必要としないような実効性のある監督上の枠組みを欧州委員会及びEU加盟国当局が設けることを求める。

(4) 個別財務諸表に使用する会計基準【EC、加盟国】

欧州委員会は加盟各国に対して、IFRSを用いた法定の財務諸表の許容を推奨しているものと認識しているが、EU域内において、非上場会社の個別財務諸表については加盟各国で独自の会計基準が適用され、IFRSが認められない場合がある。IFRSと日本の会計基準の差異は比較的容易に特定できるが、加盟各

国の独自の会計基準と日本の会計基準との差異の特定は容易ではないことから、このような取り扱いは、親会社への報告のために財務諸表を作成しようとする日本企業の子会社にとっては効率的とは言えない。

このため、EUにある外国企業の子会社のビジネス環境を改善する観点から、EU加盟各国において個別財務諸表を作成する上で、IFRS及び我が国会計基準が許容されるよう、加盟各国に要望する。

また、欧州委員会からは、2007年度の回答書において、各国会計基準は課税や配当に重要な役割を果たす損益計算の基礎となっており、IFRSの導入のインパクトを許容するよう加盟各国に強いることはできない、との回答があるとともに、IFRSが損益計算に及ぼすインパクトにつき議論しており、同分野で得られた情報を、将来的に、個別財務諸表へのIFRSの適用に関する検討に使用するとの言及があったが、その後の議論の進捗状況につき伺いたい。また、欧州委員会として、各国が個別財務諸表の作成において、IFRS及び我が国会計基準を許容するよう懇請することを要望する。

3. 医療・医薬品

(1) 総論【EC、ドイツ、フランス】

医療・医薬品分野について、2008年度は優先事項として3つの事項に焦点を当てたい。第1は、2004年より本件対話で継続して取り上げてきた並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化であり、第2は、医療機器の登録システムに係る規制についてである。

なお、2006年度の対話の中で取り上げたドイツにおけるジャンボグループの廃止及びフランスの薬剤費目標伸長率制度の問題については、引き続き懸念と関心を有しており、両国の規制改革に向けた努力を期待する。

他方、2007年度に取り上げた医療用直接撮影用X線フィルム（X-ray film, medical screen 及び X-ray film, medical, non-screen）のクラス分類の見直しについては、本年5月9日～7月2日まで実施された医療機器指令（MDDs）再編に係るパブリックコンサルテーションにおいて我が国から意見提出を行い、新たな法的枠組みにおいて、EUがGHTFのリスク分類ルールを採用することを改めて要望したことに加え、新たな法的枠組みの策定に際しては、過度な規制に繋がらぬよう慎重な検討を行い、ステークホルダーへの十分な配慮を行うとともに、法令等の案文ができ次第、再度パブリックコンサルテーションにかけて頂くよう要望しているところ、我が国の意見が然るべく反映されるよう期待する。仮に反映されなかった場合には改めて本件対話の要望事項として取り上げることを検討することとしたい。

(2) 並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化【EC、加盟国】

日本政府は、並行輸入に伴うカウンターフィット薬の混入については、患者の健康及び安全、また製薬企業が被るダメージ回避といった観点から、本件対話の場で継続して取り上げてきた経緯がある。

この背景として、並行輸入は複雑な流通経路を通じてカウンターフィット薬の流入を招き入れやすく、また、再包装（リパッケージ）等による瑕疵が付随する傾向を免れないため、こうした悪質行為や瑕疵に対する罰則措置を含む徹底した監視と管理が必要であると考えている。また、製造企業がカウンターフィット薬のために自主回収するような事態になると、回収費用のほかに、将来得られるはずの売上の減少、法的責任、社会的信用の失墜が生じる。

このような認識から、日本政府は以下の2点を期待・要望する。

(イ) カウンターフィット薬に対する監視と規制の強化

EU当局も本件には強い関心を有していると承知しており、欧州委員会が本年3月11日に発表したカウンターフィット薬対策に係る基本的考え方(“Key Ideas for Better Protection of Patients against the Risk of Counterfeit Medicines”、以下、「考え方(“Key Ideas”)」と省略)において毅然たる行動を提案したことを評価する。

特に、カウンターフィット薬の流通の現状および問題点を把握した上で、流通防止に向けて、並行輸入業者、取引業者などの全ての関係者を薬事規制の対象にすること、リパッケージの規制を強化することなどの具体的な提案をしたことを支持する。本規制が早期に導入されることを期待する。

(ロ) 製造企業への責任転嫁の回避

リパッケージによる添付文書挿入ミス等の発生の懸念を払拭することは容易ではなく、また、「考え方(“Key Ideas”)」においてはカウンターフィット薬によって医療過誤等が発生した場合の回収の責任の所在についての言及がなかったため、日本政府は、「考え方(“Key Ideas”)」に対するパブリックコンサルテーションに際し、製造企業が責任を転嫁されることのないよう、新規制案には回収の責任の所在についても明確に盛り込むべきとの意見を提出した。ついては、我が方意見が新規制案に然るべく反映されることを要望する。また、今後も、新規制案等については積極的にパブリックコンサルテーションにかけ、日系企業を含む域外製薬企業の意見を十分反映することを要望する。

(参考1)

EUは医薬品については単一市場ではなく、各国の医薬品市場を取り巻く環境は、物価水準の違いに加え、それぞれが独自に設けている医療制度に応じて異なっている。そのため、EU域内の医薬品の価格は加盟国間でバラツキが大きく、これが医薬品の並行輸入が活発に行われ、さらに拡大している背景となっている。事実、欧州市場における医薬品の売上成長率が4.7%であるにもかかわらず、並行輸入医薬品の伸び率は14.1%と高い数字となっている。また、医薬品の並行輸入貿易額は46億ドルに達しており、これによる製薬企業の損失は10億ドル~15億ドルに上ると見積もられている(出典:IMS(International Medical Service)レポート、 を参照)。

(参考 2)

上述の「考え方(“Key Ideas”)」に関し、日本政府は提出意見のなかで、製造企業への責任転嫁の回避に加え、以下の事項についても要望している。

1. 流通記録の義務化によるトレーサビリティの確保について(PP. 8-9)、パッケージの表示義務(含:包装の仕様)がどの程度複雑になるのかが不明であるところ、企業に生じる新たな追加コストが最小限となるよう十分配慮願いたい。
2. 有効成分の製造・輸入に係る届け出の義務化(PP. 11-12)につき、有効成分の製造過程のどの段階までを含むのかが不明であるところであるが、本邦の製造販売承認書に記載が義務付けられている内容に従った、製造工程の記載は必要な内容と理解している。しかしながら、過度な規制強化につながらないよう配慮を求める。
3. 有効成分の製造・輸入業者が有効成分供給者のGMP遵守に係る定期的な監査を義務付けること、また、製造業者が科学的に可能な範囲で有効成分の管理を行うことに関し(PP. 12-13)、新たに生じる費用及び時間のコストが企業にとって過度な負担とならぬよう配慮願いたい。
4. GMP基準の運用に関する同等の取扱いについて(PP. 13-14)、何をもって同等であると定義するのかを法案では明らかにすべきであると同時に、EU域内の基準ではなく国際的な会議(例えばICH、WHOなど)でコンセンサスのある基準とすべきであると考えます。

(3) EUにおける医療機器登録制度の一元化【EC、イタリア】(★)

イタリア保健省は、2007年2月20日付保健省令(同年3月16日付官報第63号掲載)第5条において、イタリアにおいて販売される医療機器について、一部の例外を除き、2008年12月31日までに同国のデータベースへの登録を行い規定のリストに掲載されないかぎり、同国内医療サービスにおいて購入、使用、配布されることが出来ないと定めている(2009年1月1日以降、本件省令発効後にイタリアにおいて販売される医療機器についても同様)。

その後、イタリア政府は、この新たな登録制度と販売規制の施行を延期することを検討している趣であるが、このように、EUの各加盟国が医療機器の登録を個別に義務付けることは、EU域内における医療機器の流通を阻害するとともに、製造業者に対する多大なコストを強制するものである。

このため、イタリア政府に対しては右省令の見直しとその必要性の再検討を要望する。また、同時にEUに対しては、EUの単一市場のメリットを十分に活

かせるよう、また、EU域内を販売市場とする内外企業の便宜向上のためにも、EU域内共通の一元化したデータベース登録制度の設置を要望する。

なお、EU共通の登録制度については、EUの5～6カ国の加盟国の政府当局によって使用されている既存のEUDAMED (European Database for Medical Devices) が医療機器について統一的な製品認証制度を含む完全に機能的なシステムを備えるように改良することによっても可能になると考えており、今後EUが、各加盟国が独自の登録制度を導入又は維持することがもはや不要となるような制度を構築することを要望する。

(参考)

現在医療機器については、関連の複数のEU指令 (Directives) に沿って各国が国内法令を設けている状況であるが、欧州委が本年5月～7月にかけて行った複数の医療機器指令の改編に係るパブリックコンサルテーション対象文書において、今後医療機器に関する規則 (a Regulation) を設けることができれば、医療機器の定義・分類等についてより統一性を確保する上で有益であろうと述べられている (同15ページ参照)。また、医療機器登録制度については、同12ページにおいて、欧州中央登録制度 (central European registration system) についても言及されている。

(http://ec.europa.eu/enterprise/medical_devices/consult_recast_2008_en.htm)

4. 検疫・食品安全

(1) 総論【EC】

日本と欧州の双方で食の安全への関心は益々高まっており、この分野で日・EU間の協力を一層進展させることは重要である。この点に関し、日本の食品安全委員会と欧州食品安全機関（EFSA）との協力に関する覚書の作成作業が最終段階にあることを歓迎する。

日本政府は、EUが、2002年の規則 EC/178/2002 等を通じて、健康・安全の保護及び消費者保護を高い水準に維持することを目的に、共同体レベルの食品安全基準の域内調和を進めていることを評価している。これに関連して、我が国も、食品安全分野に関する国民の高い関心を踏まえ、合理的・科学的根拠に基づく適正な規制を行っている。

他方、日本政府は、食品安全基準の確保が過度・不合理に実施されることで、適正な食品輸出が阻害されることがあってはならないと考える。

この観点から、2007年度規制改革対話では、食品安全基準の本来の趣旨と必ずしも合致しない安全性・同等性審査の長期化、及び食品の特性を適切に考慮しない画一的な規制により、輸出機会の制限や輸出に際し過度な負担が生じている問題として、3つの提案を優先的に取り上げた。このうち、肉・肉製品の輸出及び有機JAS規格の同等性承認に関する提案に対して、EUが前向きに対応したことを評価したい。魚油の輸出に係る新たな規制に関する提案については、回答書において満足のいく回答が得られず、3月の専門家会合及び10月の本会合において十分な説明が得られなかったことは残念である。

2008年度規制改革対話では、前回と同じ提案を改めて取り上げるので、肉・肉製品の輸出及び有機JAS規格の同等性承認については引き続き迅速かつ前向きな対応を、魚油の輸出に係る新たな規制については日本の改革提案に対する真摯な対応を求めたい。これらの提案は、欧州の消費者の高品質な農水産物及び食品へのニーズに、日本が応えるためにも重要である。

(2) EU諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出認可要請【EC】

EU域内への牛、豚、馬、羊、山羊の肉及び肉製品の輸出については、輸出国及び輸出条件がEU指令によって定められており、欧州委員会が規定する輸出可能国（第三国）リストに掲載される必要がある。このリストに日本を掲載す

るため、欧州委員会からの質問票に対する日本政府の回答を2006年3月に欧州委員会に送付した。特に牛肉、コラーゲンケーシング及びゼラチンについては、日本の関心の高い品目であり、欧州委員会に対し引き続き前向きな対応を求めてきたところである。

2008年に入り、欧州委員会より現地視察実施の提案があり、牛肉に関しては、10月22日から30日まで、欧州委員会食品獣医局（FVO）調査団による食肉加工施設等の現地視察が実施されるに至った。

他方、2008年10月の現地視察では、コラーゲンケーシング及びゼラチン加工施設の視察が行われなかったため、これらの施設についても視察が行われることを要請する。

（3）有機JAS規格のEU有機食品認証統一基準との同等性承認【EC】

我が国は、EU有機食品認証統一基準について、2001年3月に有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）との同等性を承認した。この結果、EU有機食品認証統一基準に基づきEU（旧EU15カ国）域内で生産・製造され、日本に輸入される有機農産物及び有機農産物加工食品については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づく登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機JASマークを貼付して、日本国内で流通させることができることとなった。

一方、EUは、有機JAS規格について、EU有機食品認証統一基準との同等性を承認していないため、我が国からEU域内に有機農産物を輸出する場合には、EUの認定機関から直接認定を受ける必要があり、有機認証にかかる追加的な事務手続きとコストの要因となっている。2000年8月、日本政府は、欧州委員会に対し有機JAS規格のEU有機食品認証統一基準との同等性審査を要請し、2006年2月に必要な資料の準備及び質問への回答を終了した。

その後、2008年3月7日付け書簡にて欧州委員会から要請のあった有機同等性に関する確認事項について、同年3月11日のブリュッセルにおける専門家会合において日・EU間で議論するとともに、同年7月8日付け書簡にて欧州委員会に正式に回答した。これに対し、同年9月25日付け書簡にて欧州委員会より、一つの技術的課題（DL-酒石酸の使用可能性）以外の点で有機JAS規格の同等性が確認できたため、日本での現地視察を実施する段階に進むことができるとの回答を得た。

日本政府は、日・EU間の協力の下、有機JAS規格とEU有機食品認証統一基準との同等性が迅速に承認されるよう、欧州委員会に対し、残された技術的課題の調整を速やかに進めるとともに、日本での現地視察を早期に実施することを要請する。

(4) 魚油の輸出に係る新たな規制【EC】

2006年11月の水産食品に関するEU規則の改正により、EU域内に魚油を輸出するためには、他の水産食品と同様に、EU規則に従った関連施設の認定・登録を行った上、衛生証明書の添付が求められることになった（2007年10月末までとされた同措置実施までの猶予期間は2008年10月末まで再延長された。さらに、2009年4月末まで再々延長された）。同措置により、EU域内に魚油を輸出するためには、原料となるカツオを漁獲する漁船から、水揚げ場、冷凍倉庫、一次加工処理場（鰹節工場）、搾油工場、最終製造施設に至る全てのサプライチェーンにおいて、EU規則に基づく施設の認定・登録が新たに必要になった。

魚油については、精製を行う最終製造施設において加熱、脱酸、脱色及び分子蒸留処理を行うことで、食品衛生上の危害は完全に除去されることから、新たな措置は過度な規制であると考えられる。また、我が国の魚油はこれまで10年近くEU諸国に輸出されているが、食品衛生上問題になったことはない。については、最終製造施設のみを日本の権限ある当局が認定することで、EU域内への魚油の輸出が可能となるよう、欧州委員会が本件規制を緩和することを2007年度に引き続き要請する。

本件提案に対する2007年度のEU側回答は、新たな規制の根拠となる修正規則等の説明に留まっており、規制緩和提案に対する回答がなかった。また、本件提案を扱う2007年度の専門家会合には、欧州委員会側の本件専門家の出席が得られなかった。その後、2008年10月2日、欧州委員会関係当局より、全てのサプライチェーンにおいて施設の認定・登録を求める科学的根拠として、劣化した魚から精製される魚油には食品衛生上の危険が高いとの報告があるとの主張に接した。

2008年度の提案に際しては、欧州委員会が本件規制導入に際しWTO・SPS通報を行わなかったことを指摘した上で、欧州委員会に対し、今後いかなる措置を取るのか、更なる猶予期間の延長も規則改正も行わない場合、これま

でのコンプライアンス履歴を考慮し、日本を対象にした規制緩和の特例措置を検討しないのか、明確な回答を求めたい。併せて、魚油について原材料からの安全性確保の必要性を示す科学的根拠の提示を求めるとともに、2008年度の専門家会合への欧州委員会側の本件専門家の出席を強く求める。日本政府は、欧州委員会が日本を対象にした規制緩和の特例措置を検討するにあたり、魚油の食品衛生上の危害は最終製造施設で完全に除去されること、及び、我が国の魚油のEU諸国への輸出に際しこれまで食品衛生上問題となったことがないことについて、専門家会合で具体的に説明する用意がある。

5. 税制

(1) 総論【E C、加盟国】

E Uにおいては、企業課税制度調和の検討が継続的に行われていると承知しているが、E U域内市場における国境を越える取引等に対する税制にE U加盟国間で不整合が生じている状況には大きな改善がみられず、E U域内でビジネスを展開する企業にとって、依然として追加的な税負担及び事務負担が生じている。E U内の企業課税制度の調和と統合は、進出している日本企業のみならず、E Uの企業に対しても利益となるものと認識しており、日本政府は、欧州委員会及び各加盟国に対し、右政策が早期に実現するよう引き続き要望する。

(2) 国境を越えた損益通算【E C】

E U域内の複数加盟国間の損益通算を認めることは、E U域内市場の強化のみならず、E U域内で事業を行う第三国企業にとっても非常に重要であることは累次指摘しているところである。

2006年12月の国境を越えた損失の扱いに関する加盟国に対するコミュニケーション(COM(2006)824)の立場、すなわち、他の加盟国で設立される支店、または恒常的施設は、損失計算において自動的かつ直ちに考慮されるべき、また、他の加盟国で設立される子会社も損益計算において考慮されることが必要であるとの立場を欧州委員会がとっていることを評価する。他方、同コミュニケーションに基づく指令案について、欧州委員会の回答は、E U内の直接課税については全会一致で採択される必要があるが、現在全会一致で採択される見込みがなく、指令案を提出する予定はないとのことであった。しかし、日本政府は欧州委員会に対し、指令案の策定と全会一致による採択に向けて、E U内の政治的環境整備に一層努力し、本件問題を早期に解決することを引き続き期待する。

(3) 税制調和

(イ) 移転価格税制【E C】

欧州委員会が、E U進出日本企業及びE Uの企業の国際競争力強化の観点から、移転価格税制の統一化、簡素化、合理化による移転価格税制に対するコンプライアンス・コスト低減が必要であるとの認識を共有していることを評価する。「E U共同移転価格フォーラム(J T P F)」の活動と作業を通じた問題の解決に一層努力するよう要望する。特に、欧州委員会は、グループ内の移転価格に関するE U内共通理解の確立に向けて作業中であると承知しているところ、右

作業を早急に進め、移転価格税制に対するコンプライアンス・コストを低減する政策が早期に成立することを引き続き期待する。

(ロ) V A T (付加価値税) 【E C】

この分野における欧州委員会の努力を高く評価するとともに、V A T制度におけるE U加盟国による運用の相違は、域内市場で活動する日系企業にとって障害となっているところ、運用の統一を引き続き要望する。これに関連し、2007年12月の経済・財務理事会によるV A T指令改正に関する政治合意は、このための重要なステップと考えるが、V A T料率・対象品目の統一、登録手続や還付手続の簡素化、迅速化の早期実現を引き続き期待する。

(ハ) 自動車関連税制【E C、加盟国】

①域内での自動車登録税の段階的廃止や、②車両登録後の所在地移転及び転売に伴う二重課税防止のための税の払戻しシステム等を含む「自動車関連税制の域内調和に関する指令案」は、2007年12月の経済・財務相理事会において合意が得られず、また、その際、自動車登録税の段階的廃止の猶予期間が2010年後半まで延期されたと承知するが、日本政府は、域外メーカーの販売促進の観点からも域内一般消費者の利便の観点からも、同指令案を通じたE U域内における各国自動車関連税制の調和化ないし収斂を引き続き期待する。また、同指令が実現されるまでの間、欧州委員会が各加盟国に対し、可能な限り国内法制により負担の軽減を図ることを慫慂するよう要望する。

(4) 合併指令(国境を越えたグッドウィル(営業権)移転への課税繰延)【E C、加盟国】

合併指令(2005/19/EC)は、企業がE U内で合併や分割、資産の移転、株式交換を用いて国境を越えた組織再編を行う場合に発生する課税を繰延べる措置を規定している。しかし、国境を越えたグッドウィル(営業権)移転時の含み益は課税繰延の対象に含まれていない。E Uにおける日系企業は、単一市場での競争力を維持するために、事業再編を進めている。このような国境を越えた事業再編では、グループ内でグッドウィルを移転させる場合が多く、多額の課税が生じてしまう。このために実際に事業再編を断念するなど、事業再編における障害となっている。

欧州委員会は2008年の回答書において、再編によってグットウィルが発生する場合には、合併指令には課税繰延規則がないため、課税される恐れがあるとしているが、その際の二重課税の防止、課税繰延の対象の拡大に向けて、引

き続きEU域内における統一的な実施の実現に努力するよう要望する。

(5) 合併指令（株式の長期保有義務）【EC、加盟国】

EU内で、グループの再編を意図している日系企業にとって、EU加盟国間の取り扱いの違いが作業面、コスト面において重荷となり、組織再編の妨げとなっている。また日本の税法上の外国税額免除の対象に関する規定から、二重課税のリスクが増加しており、株式の長期保有義務はEU内で活動する日系企業にとって大きな障害となっている。

これに関し、日本政府は、修正合併指令がEU加盟国による全会一致の承認が得られず、株式の保有期間の規定が含められなかった一方、欧州委員会が本分野について前向きに努力する意図を示していることに注視しており、欧州委員会がEU内の統一的な実施を実現すること、EU加盟国が企業再編の実質的な障害となる長期間の株式保有義務を課さないことを引き続き期待する

(6) 連結法人税課税基礎【EC】

EUで事業活動を行う日系企業にとって、EU域内におけるグループ全体の課税所得を、国際会計基準等1つの会計基準に則って、一括で計算できることが理想である。しかし、現状においてはEU加盟国間で異なる複数の会計基準に基づき、複数の財務諸表を作成する必要があるため、法律・会計上のコスト等、大きな負担に直面している。

欧州委員会は一本化された連結法人税課税基礎（CCCTB：Common Consolidated Corporate Tax Base）の重要性を確認し、加盟国政府の専門家から成るワーキング・グループの設置、影響度分析等、検討を進めている一方、本件CCCTBは規制ではなく自主的措置であることが望ましいとの立場であると承知している。他方、日本政府は、連結法人税課税基礎の統合はEUにおける事業環境の大きな改善を意味すると考えており、欧州委員会に対し、依然として法令化をも視野に置いた作業を要望するとともに、本件問題の早期解決に向けた進展を引き続き期待する。